渋川市地域防災計画
附則

目　　次

１　災害時における避難行動基準（水害・土砂災害）（詳細版）……１

２　災害発生時初動対応マニュアル（風水害対応編）……１５

３　災害情報対応マニュアル……３５

４　救命救助活動に備える現地災害対策本部マニュアル……４５

５　災害発生時における報道対応マニュアル……５１

６　避難所開設･運営マニュアル……５３

７　緊急被害現地調査マニュアル……７５

災害時における避難行動基準
（水害・土砂災害）

（詳細版）

令和４年２月 25 日

渋川市

【 目　　次 】

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
１　市民の方々の避難に対する基本姿勢　・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
２　要配慮者利用施設等の管理者の責務等　・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
３　避難行動（安全確保行動）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（１）避難行動の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（２）立ち退き避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（３）屋内安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（４）緊急安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
４　洪水等による避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
５　土砂災害による避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
６　避難情報と居住者等がとるべき行動（警戒レベルの詳細）・・・・・・・・・・ 6
（１）警戒レベル３自主避難（災害のおそれあり）・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（２）警戒レベル４避難指示（災害のおそれ高い）・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（３）警戒レベル５緊急安全確保（災害発生または切迫）・・・・・・・・・・・ 7
７　避難情報の発令タイミングの基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・8
８　避難情報の解除の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
９　避難情報の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
10　在宅の要配慮者の避難体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
11　指定避難所等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
12　避難の心得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
13　平時の心得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
14　防災行政無線が聞きとりづらいときには・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
15　渋川ほっとマップメール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
16　災害用伝言ダイヤル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

平成 27 年６月１日作成
平成 29 年４月１日改正
平成 29 年６月１日改正
平成 31 年４月１日改正
令和　元年６月１日改正
令和４年２月 25 日改正

はじめに

平成 30 年７月豪雨や令和元年台風第 19 号(令和元年東日本台風)など、近年の記録的な大雨により河川の氾濫、土砂災害等が多数発生し、避難遅れにより多くの尊い命が失われています。この甚大な災害を教訓に国は避難対策の強化として、居住者等が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう、避難情報等を５段階の警戒レベルに整理し、わかりやすく情報提供できるよう改善しました。さらに、令和３年災害対策基本法の改正では、警戒レベル４の避難勧告と避難指示を「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで「避難指示」を発令することにしました。また、警戒レベル５を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合は、直ちに安全確保を促すことができるようにするなど、避難情報が改善されました。加えて、今後の目指す社会として、「住民が『自らの命は自らが守る』意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取組強化による防災意識の高い社会を構築する」必要性も示されました。

近年の気象現象の局地化・激甚化により、渋川市でも甚大な自然災害がいつ起きてもおかしくありません。市民一人一人が、自らの判断で主体的な避難行動をとることを意識する必要があります。本「災害時における避難行動基準（詳細版)」は、市民の皆さんが早期に主体的な避難行動をとるための避難への考え方や市から発令する避難情報等の発令タイミングについて示しました。平時に一読していただくとともに、災害発生時は大切な人を守るために適切な避難行動をお願いいたします。

１　市民の方々の避難に対する基本姿勢

市では、より実効性のある防災体制へと大幅に地域防災計画の見直しをしているところですが、市民の皆様一人一人の実情に即した防災対応を行うことは困難です。加えて、気象現象が激甚化するなか、特に突発的な災害や激甚な災害では、避難情報の発令が間に合わないこともあります。また、被害が大きくなればなるほど、公的な救助が間に合わないこともあります。

市民の皆様には、市が実施する防災対応には限界があることを認識していただくとともに、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとる意識を持つことが肝要です。加えて、避難時は近所の方々に声掛けをして避難するなど「地域の命は地域で守る」意識も持っていただきますようお願いいたします。

主体的な避難行動をとるにあたり市民の皆様が特に留意すべき事項は以下のとおりです。

【平時】

・居住地等の日常生活において自らが居ることの多い場所の災害リスクを把握していただき、災害時にとるべき避難行動を確認してください。
・避難経路の安全を確認してください。

【避難時】

・避難行動を共にとることが想定される家族や地域の方々と、災害時には可能な範囲で声を掛け合って避難してください。
・夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合は、日が明るいうちから避難をしてください。
・暴風が予想される場合は、昼夜を問わず暴風が吹き始める前に避難をしてください。
・災害リスクのない所でも、危険だと感じれば、自主的かつ速やかな避難行動をとってください。
・一時的な避難先として、やむを得ず車中泊をする場合には、エコノミークラス症候群等に留意してください。
・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準として災害に対する危険性を低く認識する、あるいは自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等によって避難行動をとるタイミングを逸しないようにしてください。
・行政から提供される避難情報や防災気象情報、水位情報などの正しい情報を取得し、適時的確な避難行動の判断資料に用いてください。
・避難情報の発令に伴い避難したものの、災害は必ず発生するものとは限りません。現在の科学技術でも限界があります。「空振り」となった場合でも、何も起きなければ「幸運だった」という心構えが重要です。
・他者からの避難の呼びかけが大きな動機付けとなることから、自らの親戚・知人等が災害リスクのある区域等の居住者等である場合には、電話等で避難を促すことが重要です。

２　要配慮者利用施設等の管理者の責務等

平成 29 年５月に水防法と土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）に立地し、かつ市町村地域防災計画に定められている社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、避難確保計画の作成に加え、避難訓練の実施が義務付けられています。施設管理者等は、施設利用者全員が安全に避難を完了できるよう、「警戒レベル３自主避難」※1 等の早いタイミングから避難行動を行うことが基本です。しかし、「警戒レベル３自主避難」は比較的早いタイミングから発令されるため、技術的限界により「空振り」の発令になりやすいうえに、発令頻度が比較的高い傾向があります。特に、要配慮者利用施設等の施設利用者には避難行動自体が負担になる人もいます。「警戒レベル３自主避難」の避難情報が発令される度に、施設利用者全員が避難することが必ずしも望ましくない場合も考えられます。このため施設管理者等は、例えば「警戒レベル３自主避難」のタイミングでは避難時の持ち出し品のみを避難先に移送し、「警戒レベル４避難指示」のタイミングで十分な避難支援体制のもと、施設利用者が円滑かつ確実に避難できるようにするなど、施設利用者の状態や支援体制等に応じた柔軟な避難対応も選択肢の一つです。

一方、施設の利用者数や施設利用者の状態等により、施設利用者全員の避難完了までに多くの時間を要する場合は、避難に要する時間を検討・確認し、必要に応じて、防災気象情報等を参考に「警戒レベル３自主避難」よりも早いタイミングで施設利用者の避難支援を開始する必要もあります。

さらに、施設管理者等は、避難経路や避難経路の安全性を平時より確認しておくとともに、災害時における避難経路の通行止めや、計画していた移動手段や支援体制を確保できない等の不測の事態に備え、施設利用者の緊急安全確保行動の支援についてもあらかじめ確認・準備をしておく必要があります。また、施設管理者等は、市町村や消防団、居住者等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるような関係を構築しておくことを必要です。

※1　「警戒レベル３自主避難」: 市では、警戒レベル３で「自主避難」のキーワードを用いています。「自主避難」は、災害リスクのあるところの居住者で高齢者に限らず、気象現象や災害等に不安を持っている方にも避難を促す言葉としてこれまでも使用してきています。市民になじみのある言葉でもあることから、このキーワードを用いています。

３　避難行動（安全確保行動）

（１）避難行動の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」です。

平時から次に掲げる事項を確認していただき、災害時には適切な避難行動を

とれるよう準備・訓練等をしておきましょう。

・災害種別毎に、自宅・施設等がある場所に、どのような命を脅かす脅威があるのか
・それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）
・どのタイミングで避難行動をとれば良いか

（２）立退き避難

ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に指定されている区域又はハザードマップ等に掲載されていないものの災害リスクがあると考えられる地域の居住者等は、自然災害により自宅・施設等にいては命が脅かされるおそれがある場合に、その場を離れて災害リスクのある区域の外側等の災害に対し安全な場所に移動することを「立退き避難」といいます。「立退き避難」は、自らが居る建物から離れ避難するという意味で「水平避難」と呼ばれる場合もあります。

「立退き避難」の避難先としては、市が指定している指定緊急避難場所（災害の種別により異なることに留意）や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先があります。

（３）屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの上記「３（２）立退き避難」が最も望ましいが、洪水浸水想定区域にある自宅・施設等において住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかで、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保する行動を「屋内安全確保」といいます。居住者等が自らの確認・判断による行動です。

ただし、自宅・施設等自体は災害リスクのある区域等にあり浸水するおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要があます。

① 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域※2 に存していないこと
② 自宅・施設等に浸水しない居室があること
③ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障※3 を許容できること

※2　家屋倒壊等氾濫想定区域：家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域のことをいいます。なお、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所にある自宅・施設等では家屋の倒壊・流失の災害リスクは高いです。

※3　支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になること。電気、ガス、水

道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります。

なお、土砂災害については、自宅・施設等が外力により倒壊するおそれがあるため、立退き避難が推奨されています。

（４）緊急安全確保

「３（２）立退き避難」を行う必要がある住民等が、避難し遅れたために、災害の発生又は災害発生の直前で、指定緊急避難場所等への立退き避難が安全にできない状況下※4に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難の行動を変え、身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することを「緊急安全確保」といいます。ただし、本行動は、災害が既に発生・切迫している状況において、居住者等が自らの判断による次善の行動であるため、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限りません。このため、当該行動をとるような状況は極めて危険で、「警戒レベル３自主避難」や、「警戒レベル４避難指示」が発令されたタイミングで避難することが重要です。

※4　「立退き避難を安全にできない可能性がある状況」の例としては、河川が氾濫し、自宅・施設等や避難経路が大規模に浸水している状況や避難経路で土砂災害が発生し、通行不可能な状況やそのおそれがある場合です。

４　洪水等による避難

洪水浸水想定区域等の災害リスクのある区域等の居住者等の避難行動は「３（２）立退き避難」が基本です。しかし、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合、自らの判断で「３（３）屋内安全確保」することも選択肢の一つです。また、すでに洪水等が発生・切迫し、やむを得ない場合には「３（４）緊急安全確保」になります。小中河川においては、短時間の局地的大雨等で道路が氾濫水で川のような流れになっている場合は、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険となるおそれがあるため、立退き避難自体を控えることも検討する必要があります。

河川によっては、台風等が過ぎ去った後や自分がいる場所での降雨が止んだ後に水位が上昇し氾濫することがあります。自宅・施設等への帰宅判断は、市の避難情報の解除を踏まえ慎重に行動してください。

５　土砂災害による避難

土砂災害は、木造住宅を流失・全壊させるほどの破壊力を有しているため、土砂災害警戒区域等の居住者の避難行動は「３（２）立退き避難」が基本です。

避難の遅れにより土砂災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等までの移動が

かえって命に危険をおよぼす場合は「３（４）緊急安全確保」を行います。崖等の反対側２階以上に移動するか、できるだけ離れた堅牢な建物（できれば高層階）や河川や渓流から高低差のある高い場所へ移動するなど、自らの判断で身の安全を確保することになります。

なお、小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、直ちに身の安全を確保する行動をとるとともに、周辺の方々に声をかけて避難を促してください。その後、市に連絡をお願いします。

土砂災害は、降雨が止んだ後しばらくしてから発生する場合があります。自宅・施設等への帰宅判断は、市の避難情報の解除を踏まえ慎重に行動してください。

６　避難情報等と居住者等がとるべき行動（警戒レベルの詳細）

住民の命を脅かす危険がある自然災害を避難情報の発令対象とし、災害発生のおそれの高まりに応じて、警戒レベルを５段階に分類して「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市が発令する避難情報と気象庁から発表する注意報・警報等）とを関連付けたものです。避難情報の発令対象区域を可能な限り絞り込んで発令します。

基本的事項を以下の表に示します。

警戒レベルに応じた渋川市が発令する避難情報と体制

警戒レベル	渋川市の避難情報等	トリガーとなるべき情報と判断		渋川市の体制
		土砂災害（短時間豪雨）	河川	
警戒レベル5	緊急安全確保	大雨特別警報（警戒レベル5相当） 大規模災害発生情報等 を受けて総合的に判断	氾濫発生情報	災害対策本部（災害の程度に応じて、第一次から第三次まで）
～～～〈警戒レベル4までに必ず避難！〉～～～				
警戒レベル4	避難指示	土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当） 災害発生（中規模程度） 土砂災害前兆現象情報 を受けて総合的に判断	氾濫危険情報 氾濫危険水位	
警戒レベル3	自主避難（含高齢者等避難）	大雨警報（警戒レベル3相当）を受けて総合的に判断	氾濫警戒情報 避難判断水位	災害警戒本部
警戒レベル2	－	大雨・洪水注意報（警戒レベル2）	氾濫注意水位	情報収集体制
警戒レベル1	－	早期注意情報（警戒レベル1）	－	

※警戒レベル１、警戒レベル２についての説明は割愛します。

（１）警戒レベル３自主避難（災害のおそれあり）

「警戒レベル３自主避難」は、災害が発生するおそれがある状況で災害リス

クのあるところの居住者で高齢者に限らず、気象現象や災害等に不安を持っている方にも避難を促す情報です。特に、災害リスクのある区域等から避難するのに時間を要する方などに対して発令する情報です。短時間の大雨で指定緊急避難場所の開放手続きがされていなくても、住民の方々に適切な避難行動をとる必要がある状況をお知らせするためにも適切なタイミングで警戒レベル３自主避難を発令します。特に、避難経路が局所的な浸水や土砂災害等により通行止めになり孤立するおそれがある場所などにお住いの方々は、この避難情報のタイミングで避難することが重要です。

（２）警戒レベル４避難指示（災害のおそれ高い）

「警戒レベル４避難指示」は、災害が発生するおそれが高い状況下で、災害リスクのある区域等の居住者全員に、危険な場所から避難する必要がある時に発令する情報です。居住者全員が、この時点で避難を開始することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することになります。具体的にとるべき避難行動は、「３（２）立退き避難」が基本です。ただし。洪水等に対して、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「３（３）屋内安全確保」することも選択肢の一つです。

（３）警戒レベル５緊急安全確保（災害発生または切迫）

「警戒レベル５緊急安全確保」は、災害が発生又は切迫している状況で、居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「３（２）立退き避難」の避難行動から、「３（４）緊急安全確保」へと行動変容しなければならないような事態の時に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令する情報です。ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市から必ず発令される情報ではないことに留意が必要です。自らの判断で、洪水に対しては少しでも高いところへの移動、土砂災害に対しては少しでも崖から離れる高いところに移動するなどの命を守る行動をとることになります。このような状況に至る前の「警戒レベル３自主避難」や「警戒レベル４避難指示」が発令されたタイミングで避難することが極めて重要です。

7　避難情報の発令タイミングの基本的な考え方

市は立退き避難する人のリードタイム※5を踏まえたタイミングで避難情報を発令します。前線や台風等による大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴

も踏まえつつ、早めに判断し避難情報を発令します。
　なお、事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも「警戒レベル３自主避難」、「警戒レベル４避難指示」、「警戒レベル５緊急安全確保」の順に発令せず、段階を踏まずに状況に応じて適切な避難情報を発令することに留意が必要です。
　また、指定緊急避難場所が未開放であったとしても、夜間・未明であったとしても、居住者等の身の安全の確保を最優先に適切なタイミングで避難情報を発令します。

※5　リードタイム：災害の発生から被災を受けるまでに行う準備のための時間のこと

８　避難情報の解除の基本的な考え方
　災害の切迫度が低下し、災害が発生するおそれがなくなった場合には解除します。洪水を対象にした避難情報の解除は、水位が氾濫危険水位（レベル４水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本とします。土砂災害を対象にした避難情報の解除は、土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後でも発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本とします。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック（ひび割れ、亀裂等）等の有無など）等を踏まえ、慎重に解除の判断をします。

９　避難情報の伝達
　避難情報発令対象地域の居住者に対し、防災行政無線、渋川市HP、ほっとマップメール、渋川市防災行政無線フリーダイヤル、などを用いて周知します。

※6　緊急情報配信サービス：携帯電話を使用していない方で緊急情報の入手が比較的困難な高齢者などを対象として、ご自宅の電話やFAXに緊急情報を配信するサービス

10　在宅の要配慮者の避難体制づくり
　在宅の避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を活用し、地域全体で実現性のある支援態勢を構築し、自治会や自主防災組織、消防団、福祉関係者等で訓練を実施し実効性を高めましょう。

11　指定避難所等

　市では、初期段階で避難する指定緊急避難場所を、市内の一部の小中学校、公民館、自治会館、公園等 198 か所指定しています。災害による家屋の倒壊、焼失又は家での生活が困難になった方が利用する指定避難所を 51 か所指定しています。

　また、保健師、介護専門員が介護等を必要と判定した方の避難先として、市内の福祉施設 22 か所を福祉避難所として指定しています。

12　避難の心得

・最新の気象情報を入手し、避難を呼び掛けながら避難しましょう。
・避難する前に、電気のブレーカー・ガスの元栓を切りましょう。
・一人での避難を避けましょう。
・お年寄りや体の不自由な方の避難のお手伝いをしましょう。
・道路が冠水した状態で避難する際は、足下に注意を払い、長い棒などを持って確認しながら避難しましょう。
・避難が遅れたら、少しでも高くて丈夫な建物又は高台に逃げ安全を確保しましょう。

13　平時の心得

・指定緊急避難場所・指定避難所までの避難経路を確認しておきましょう。
・避難時の持ち出し品の事前準備をしておきましょう。
【携帯ラジオ・非常食（３日分）・懐中電灯・着替え・常備薬・貴重品等】
・普段からご近所にあいさつをするなど、コミュニケーションをとっておきまししょう。
・地域で行われる防災訓練に積極的に参加しましょう。

14　防災行政無線が聞きとりづらいときには

「防災行政無線が聞きとりづらい！」
こんなときは「0800-800-7373」

市では、災害の恐れがある場合又は、災害が発生した場合には「防災行政無線」「広報車」「渋川ほっとマップメール」等でお知らせいたしますが、地形や気象状況等で聞きづらい場合があります。その場合には、フリーダイヤル「0800-800-7373」にお電話をしてください。
「防災行政無線」と同じ内容を無料で聞くことができます。
【防災に関するお問合せ】渋川市危機管理室　２２－２１３０

15　渋川ほっとマップメール

【渋川市の情報を文字で見ることができるほっとマップメール】

16　災害用伝言ダイヤル

【あなたの無事を伝える災害用伝言ダイヤル】

災害時には携帯電話などはつながりづらく家族や知人、親戚などの安否が分からず不安になります。そんなときには「災害用伝言ダイヤル」を使用して下さい。

無料で現状を声で伝えることができます。

伝言内容	1伝言あたり30秒以内
伝言保存期間	運用期間終了まで
伝言蓄積数	1電話番号あたり1～20件
利用可能電話	固定電話、IP電話（050含む）、携帯電話、PHS

災害発生時初動対応マニュアル

（風水害対応編）

～発災直前から発災後２日間程度～

目 次

１　総則
（１）風水害対応編の目的と位置づけ……１
（２）風水害対応編の事象……１
（３）風水害の特徴……２
（４）風水害対応の考え方……２
２　警戒レベル……２
３　避難情報発令の考え方……２
（１）各段階の避難情報発令の考え方……３
（２）避難情報解除の考え方……５
４　各段階での体制と災害応急対策……５
（１）情報収集体制……７
（２）災害警戒本部……７
（３）災害対策本部……８
５　各体制での要員配置と主たる対応部署……１０
６　職員の参集……１０
（１）参集方法……１１
（２）自主参集……１１
（３）交通経路途絶時の参集……１１
７　その他……１１

１　総則

（１）風水害対応編の目的と位置づけ

「災害発生時初動対応マニュアル（風水害対応編）」（以下「マニュアル」という。）は、渋川市において台風や前線等の活発化による大雨や強風等の気象現象により生じる風水害発生時の職員による災害応急対策が、迅速かつ的確に遂行できることを目的としたものである。

災害発生時の応急対策業務は、日々の業務とは異なり経験したことのない判断を伴う業務や速さが求められる。マニュアルは迅速に業務を処理するため簡潔に記載しておくことが最善ではあるものの、各業務の意義を理解していないと適切な業務遂行が行われないため、最低限の各種対応業務の目的や必要性、観点などについて記載する。

災害発生時に読んでいる時間はないので、平時に読み込み、各段階で「何をしなければならないか」、そして我々の想定を超える事象が発生することも十分あり得ることから、マニュアルに記載してある事項を超え対応しなければならないことも意識しておくことが重要である。

（２）風水害対応編の事象

風水害対応の事象は、特徴により下記の２つの型に大別される。

ア　風水害予測型

防災気象情報等により災害発生前に体制を組むことが可能な台風等の事象

イ　風水害突発型

定量的予測が難しい前線の活発化等に伴う集中豪雨など、事前に体制を組むことができない事象

台風等の風水害予測型は本市に最接近する２日前頃から台風通過後の２日間程度の対応について、予測できない集中豪雨等の風水害突発型は、大雨警報等が発表され避難情報の発令から短時間で発災する事態での災害応急対策が軌道に乗るまでのおおむね２日間の対応について記載する。

甚大な災害発災後の３日目以降は、災害応急対策も軌道に乗り実施されるので、渋川市地域防災計画に基づき対応する。

風水害対応の事象

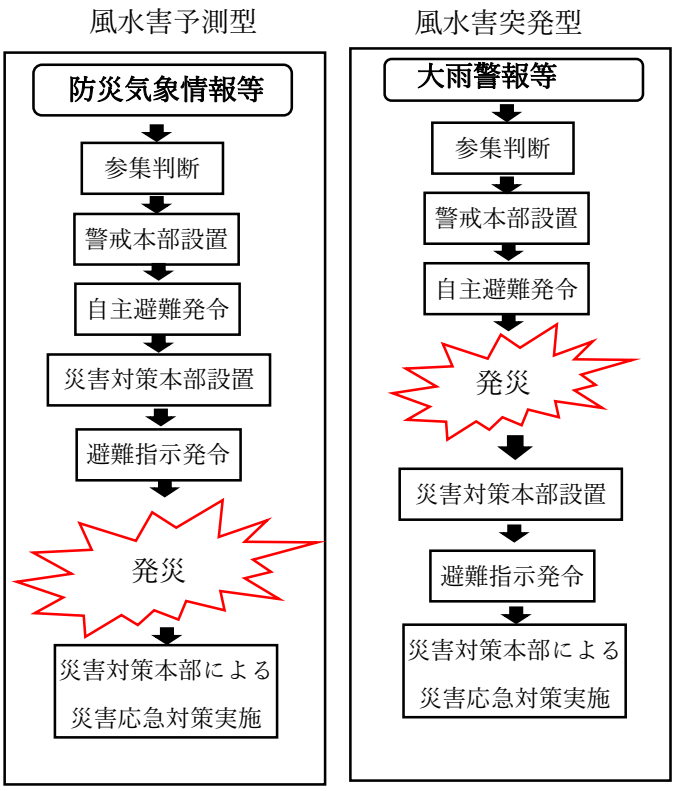

（３）風水害の特徴

風水害においては、雨が強く降り始める警戒段階から災害対策本部を設置する段階まで、時間の経過とともに現象が顕在化し徐々に災害の切迫度・深刻度が高まっていく特徴がある。段階的に発表される防災気象情報に記載されている雨量や風の量的予報や土砂災害現象のメカニズムは、現在の科学技術では精度の高い予測までは至っていない（以下「技術的限界」という。）ことを念頭に対応することが肝要である。

（４）風水害対応の考え方

防災気象情報の技術的限界を踏まえ、最悪を想定して一回り大きな体制を組むことが重要である。過去の事例では、現象が悪化してしまってから体制強化を決断したことで、職員参集に時間を要し、応急対策が後手に回ってしまい迅速かつ的確な災害応急対策ができなかったことが教訓として示されている。災害状況が正確に把握できない場合でも、最悪の事態を想定し判断・行動することが肝要である。

防災に携わる者として、最悪を想定し最初に大きく構え、そこから状況が良くなると緩和していく。様子を見てから広げるのではなく、最初に広げ段々縮めていくというのが防災対応の鉄則であり市民の命を守ることになる。

２　警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生の危険度と、とるべき避難行動を、市民が直感的に理解するための情報である。避難に関する情報や防災気象情報等の防災情報を下記の５段階に分けて伝える。以下は、本市における警戒レベルと防災気象情報の関係と市の体制を関連付けた表である。

警戒レベルに応じた渋川市が発令する避難情報と体制

警戒レベル	渋川市の避難情報等	トリガーとなるべき情報と判断		渋川市の体制
		土砂災害（短時間豪雨）	河川	
警戒レベル5	緊急安全確保	大雨特別警報（警戒レベル5相当） 大規模災害発生のおそれ を受けて総合的に判断	氾濫発生情報	災害対策本部
～～～（警戒レベル4までに必ず避難！）～～～				
警戒レベル4	避難指示	土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当） 災害発生（中規模程度） 土砂災害前兆現象情報 を受けて総合的に判断	氾濫危険情報 氾濫危険水位	
警戒レベル3	自主避難（含高齢者等避難）	大雨警報（警戒レベル3相当）を受けて総合的に判断	氾濫警戒情報 避難判断水位	災害警戒本部
警戒レベル2	－	大雨・洪水注意報（警戒レベル2）	氾濫注意情報	情報収集体制
警戒レベル1	－	早期注意情報（警戒レベル1）	－	

３　避難情報発令の考え方

市民はテレビやインターネットを通じて気象情報を入手することは可能であるが、自らが所在する地域が実際に災害発生の危険性が高まっているのかどうかを判断することは困

難である。このため、市では地域住民に対して命を守るための避難行動をとる必要があることを訴えかけることが極めて重要であり、その周知手段が避難情報の発令である。

本市に対し今後の降雨により気象庁から重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報（警報）、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに発表される土砂災害警戒情報及び、河川の増水による氾濫等で命を守る行動をとらなければならない情報を入手した場合は、今後の気象現象の推移を勘案して避難情報を発令し、命を守る行動に必要な情報を提供するとともに、対象となる災害に対し市民の命を守る選択肢として、指定緊急避難場所への避難を可能とする体制を整えることは市として当然の責務である。

また、上記情報以外で市長が必要と認めたときも避難情報を発令し必要に応じた体制をとる。

特に、暗くなってから大雨警報等が発表される可能性がある場合は、明るいうちの避難行動を促す必要がある。

なお、本市では、警戒レベル３のキーワードは「自主避難」を用いている。国が定めている「高齢者等避難」は、主に高齢者のみを対象として受け取られやすく、一方で「自主避難」は災害リスクのあるところの居住者で高齢者に限らず、気象現象や災害等に不安を持っている方にも避難を促す言葉として、本市では従来から用いており市民になじみのある言葉でもあることから、このキーワードを用いる。

（１）各段階の避難情報発令の考え方

市は、気象状況及び被害の発生状況に応じ、市長の総合的判断の下で以下の避難情報を発令する。

ア　自主避難

気象警報はいまだ発表されていないものの、社会的に関心の高い事象（台風等）で、過度な報道発表等による市民の不安や暗くなってからの避難情報を発表する可能性がある場合の避難行動に配慮し、明るいうちに自主避難を発令する。自主避難は時間の経過とともに「警戒レベル３自主避難」に引き上げる可能性が極めて高く、対象災害リスク地域の居住者や、高齢者等の独り住まい等で不安のある人は、早めに避難し安心してもらうことを目的とし発令するものである。

イ　警戒レベル３自主避難

（ア）土砂災害

土砂災害に対しては、気象庁の大雨警報（土砂災害）の発表を受け、土砂災害危険度分布（キキクル）の「警戒」が示されている地区を対象に総合的判断※1の上で発令する。避難の対象者は、発令対象地区の土砂災害警戒区域の居住者を対象とする。

※1　土砂災害の総合的判断：気象庁の土砂災害危険度分布で「警戒」が示されている地区に民家がなく、土石流渓谷が含まれていない場合は避難情報を見合わせる。

また、大雨警報（土砂災害）の発表基準には達したものの短時間で降水現象が止む、又は弱まることが明確である場合も避難情報の発令は見合わせる。

（イ）洪水災害

洪水災害に対しては、小河川に発表される洪水警報は状況を見て総合的判断※2の上で発令する。ただし、利根川や吾妻川（以下「主要河川」という。）に近く、傾斜が緩やかになった小河川で氾濫の可能性がある避難判断水位等の予測情報を入手した場合は、主要河川からの逆流も視野に「警戒レベル３自主避難」の発令も検討する。

また、群馬県リアルタイム水害リスク情報システムや気象庁の洪水警報危険度分布の予測値を用い、洪水災害発生の可能性がある場合は危機管理型水位計の水位を確認しつつ、避難時間を考慮し「警戒レベル３自主避難」の発令を検討する。

※2　洪水災害の総合的判断：急傾斜の小河川は急激な降雨でたちまち氾濫する。氾濫した水は、急傾斜で水位が高くならず急速に流れ下るので、家屋が倒壊する災害の可能性は低いと考えられる。一方、氾濫した水は道路に集まり、道路が川のようになることが多い。水深が浅くても流れが速く注意が必要である。このような状況下で屋外へ避難することは、かえって危険であり自宅の安全なところに避難することも選択肢の一つである。これらの状況を勘案し傾斜地の小河川で洪水警報が発表（洪水警報危険度分布で赤や紫が表示）された場合は、見合わせることも視野に検討する。

エ　警戒レベル４避難指示

（ア）土砂災害

土砂災害の発生や土砂災害警戒情報の発表を受け、土砂災害危険度分布の「非常に危険」又は「極めて危険」が示されている地区を対象に降雨の状況及び今後の推移等を総合的判断※3の上で、土砂災害警戒区域及びその周辺の居住者を対象に「警戒レベル４避難指示」を発令する。

※3　土砂災害の総合的判断：土砂災害危険度分布で「非常に危険」又は「極めて危険」が示されている地区に民家がなく、土石流渓谷が含まれていない場合は避難情報を見合わせる。また、土砂災害警戒情報発表基準には達したものの、短時間で降水現象が止むことが明確である場合も避難情報の発令は見合わせる。

（イ）洪水災害

洪水災害に対しては、中小河川の越流や破堤による「外水氾濫」と、主要河川の水位が高くなり支川や下水道から水があふれる「湛水型の内水氾濫」（主要河川から支川への逆流によるものや、人為的な水門閉鎖によるものを含む）を対象に、広域に発生する可能性がある場合に総合的判断※4の上で「警戒レベル４避難指示」を発令する。

※4　洪水災害の総合的判断：主要河川に近い傾斜が緩やかになった中小河川で、氾濫の可能性がある氾濫危険水位等の予測情報を入手した場合は、主要河川からの逆流も考慮し、群馬県リアルタイム水害リスク情報システムや、気象庁の洪水警報危険度分布の予測値と実況値である水位計（危機管理型水位計を含む）の水位を確認しつつ、避難時間を考慮し「警戒レベル４避難指示」の発令を検討する。

オ　警戒レベル５緊急安全確保

（ア）土砂災害

土砂災害が広域又は市内の数箇所で発生し、多数の人的被害の発生した場合又はその可能性がある場合に、「警戒レベル５緊急安全確保」を発令する。

（イ）洪水災害

洪水災害は、主要河川の氾濫等により浸水想定区域が広域に浸水した場合又はその可能性がある場合に「警戒レベル５緊急安全確保」を発令する。

（２）避難情報解除の考え方

大雨警報（土砂災害）の解除は、雨の現象が止まり、又は弱まり、土壌雨量指数が基準値以下になった場合としており、解除までには時間を要する。市内の雨の現象は地形等の影響も受けることから土壌雨量指数の動向は各土砂災害判定メッシュ情報※5で異なり、全域一括しての解除となると時間がかかる。したがって、今後の雨の心配がない場合で、土砂災害の危険性が低くなった地区（土壌雨量指数が基準値以下）から順次解除する。洪水災害に伴い発令した避難情報対象地区は、天気が回復した後に水位が上昇する主要河川特有の可能性も視野に、水位の状況を十分確認しつつ解除する。

※5　土砂災害判定メッシュ情報：土壌雨量指数及び降雨の実況･予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を５kmメッシュごとに階級表示した情報である。日本国内の陸上を対象に、地表面を約５km四方の領域に分けて、それぞれの領域で計算されている。

４　各段階での体制と災害応急対策

災害発生のおそれのある警戒期から発災後２日程度（災害応急対策初動期）での災害発生の深刻度により、災害対策本部の段階に応じた体制と実施すべき災害応急対策の概要について示す。

風水害を対象とした段階に応じた体制と実施すべき災害応急対策の概要

体　制	実施すべき対策の概要
情報収集体制	台風や局地的大雨等により、本市に災害が発生する可能性がある気象現象が予想された場合に設置する。 防災気象情報等を入手し、本市への影響を分析評価し、必要に応じて所属長に情報共有する。
災害警戒本部	情報及び分析評価により災害が発生するおそれがあると判断した場合は、災害警戒本部を設置する。 市民の避難行動に配慮し、「自主避難」又は「警戒レベル３自主避難」を発令する。発令対象地区住民へ自主避難の発令周知と、自主防災組織の会長（自治会長）及び対象地区公民館関係者へ指定緊急避難場所の開放等を連絡。
災害対策本部	災害の発生又は災害が発生する可能性が高いと市長が判断した場合は、災害対策本部を設置する。 「警戒レベル４避難指示」を発令するとともに、発令対象地区の住民への周知と、自主防災組織の会長（自治会長）及び対象地区公民館関係者へ指定避難所の開設等を連絡。また、災害の規模に応じて以下のとおり４段階の体制で対応する。
小規模体制	小規模な土砂災害など局地的な災害の発生又は発生が予想される場合の体制。 発令対象地区に指定避難所を開設。
中規模体制	中小規模の土砂災害による数名の人的被害や、小河川の内水氾濫による十数軒を超える床上浸水被害の発生又は発生が予想され、複数の地区に「警戒レベル４避難指示」を発令する場合の体制。 人的被害が発生した場合は、発生地区の行政センターに現地災害対策本部を設置。
大規模体制	中小規模の土砂災害により数名を超える人的被害や、外水氾濫により数十軒を超える床上浸水被害の発生又は発生が予想され、多数の地区に「警戒レベル４避難指示」を発令する場合の体制。 人的被害が発生した場合は、発生地区の行政センターに現地災害対策本部を設置。被害の状況に応じて「警戒レベル５緊急安全確保」を発令。

	特別体制	大規模の土砂災害により十数名を超える人的被害や主要河川の外水氾濫により百軒を超える床上浸水被害の発生など国や県等の支援が入る事態もしくは予想される場合の体制。 発生地区の行政センターに現地災害対策本部を設置。被害の状況に応じて「警戒レベル５緊急安全確保」を発令。

（１）情報収集体制

前橋地方気象台から発表される防災気象情報等に基づき、台風や局地的大雨等により渋川市に災害が発生する可能性がある場合に、情報収集体制を設置する。本市への影響を分析評価し、職員の危機意識や参集への心構えを高めるために、所属長を通じて情報共有し全庁的に防災体制に備える。情報収集体制は危機管理室職員で対応する。防災情報の不確実性を考慮しつつ、前橋地方気象台と緊密に情報共有を行う。

主な対応業務は以下のとおりである。（別表を参照）

・気象情報等の情報取集と監視及び市内への影響評価
・情報収集会議（災害対応実働班長（部局長）との情報共有）
・市民向け注意喚起情報提供（市のホームページ等）

（２）災害警戒本部

前橋地方気象台から発表される早期注意情報（警報級の可能性）や、警報に切り替える可能性が高い注意報を分析評価し、市内に災害が発生するおそれがあると判断した場合は、災害警戒本部を設置するとともに、「自主避難」又は「警戒レベル３自主避難」を発令する。発令した避難情報は、防災行政無線や市ホームページ、渋川ほっとマップメール、ＳＮＳ等を用いて市民に周知する。

また、避難する市民に指定緊急避難場所を開放する。指定緊急避難場所の開放に当たり、発令した対象地区の自主防災組織の会長（自治会長）及び対象地区公民館関係者へ開放の連絡を行う。

主な対応業務は以下のとおりである。（別表を参照）

・災害警戒本部設置・運営「渋川市災害警戒本部設置要綱を参照」
・発令対象地区の選定
・市長への自主避難発令承認
・関係担当班長（部長）への事前連絡
・対象地区の公民館避難所開放事前通知
・対象地区自治会長への事前通知
・対象地区の公民館避難所開放
・市民への周知「災害情報対応マニュアル」参照
・県への報告「災害情報対応マニュアル」参照
・報道機関等への問い合わせ対応「報道対応マニュアル」参照
・市民等からの問い合わせ対応「災害情報対応マニュアル」参照
・災害対応情報収集・分析体制確立「災害情報対応マニュアル」参照

（３）災害対策本部

災害の発生又は災害が発生する可能性が高いと市長が判断した場合は、災害対策本部を設置するとともに「警戒レベル４避難指示」を発令する。発令した避難情報は、防災行政無線や市ホームページ、渋川ほっとマップメール、ＳＮＳ等を用いて市民に周知する。

また、避難する市民のために指定避難所を開設する。指定避難所の開設に当たり、発令した対象地区の自主防災組織の会長（自治会長）及び対象地区公民館関係者へ開設の連絡を行う。

的確な災害応急対策を実施するために、災害対策に関する情報を災害対策本部に一元的に集約するとともに、災害発生時の多量な情報流入に備え、災害対策本部の情報収集及び情報の重要度を解析する体制を強化し対応する。

特に重要度（緊急度）に応じた「情報トリアージ」を行い、生命及び身体の安全を守ることを最優先した災害対策本部の意思決定に資する情報収集分析体制を構築する（詳細は災害情報対応マニュアル参照）。加えて、被害の状況に応じて精度の高い被害情報を収集する仕組みの「緊急被害現地調査チーム」を編成し、迅速な被害情報の収集に努める（詳細は緊急被害現地調査マニュアルを参照）。

なお、災害の規模に応じて以下のとおり４段階の体制で対応する。

ア　小規模体制

小規模の土砂災害の発生（人的被害なし）、内水氾濫により数軒の床上床下浸水など、局地的な災害の発生及び発生が予想される場合の体制とする。がけ崩れ等による道路の損壊や、道路の冠水等の軽度な交通障害や、家屋への局地的な浸水害等への対応を想定し、主な対応業務は以下のとおりである。（別表を参照）

・災害対策本部設置・運営・資料作成及び参集要員規模の承認「渋川市災害対策本部条例」「渋川市災害対策本部設置要綱」を参照
・市長への警戒レベル４発令承認・発令
・市民への避難情報周知
・気象情報等の情報取集と監視及び市内への影響評価
・関係担当班長（部局長）への参集職員の要請
・指定避難所開設選定
・指定避難所開設運営職員派遣（自治会との共同運営）
・迅速な被害情報の収集体制構築「緊急被害現地調査マニュアル」参照
・道路等の被害状況収集
・被害情報の下、重要度に応じて災害応急対策の優先順位設定と実施
・県への報告「災害情報収集分析共有マニュアル」参照
・報道機関等への問合せ対応「報道対応マニュアル」参照
・市民等からの問合せ対応「災害情報収集分析共有マニュアル」参照
・情報収集整理解析担当配置「災害情報収集分析共有マニュアル」参照
・状況に応じて消防団との連携

イ　中規模体制

小規模体制を超える対応が求められる事態で、中小規模の土砂災害により数名の人的被害が発生した場合や、内水氾濫により十数軒を超える床上浸水被害の発生及び発生が予想される場合の体制とする。

また、複数の地区に「警戒レベル４避難指示」を発令する場合も、指定避難所開設支援職員派遣を考慮し本体制とする。

なお、特に人的被害が発生した場合は、迅速かつ臨機応変な人命救助や二次災害防止の観点で現地災害対策本部を設置する。本体制の主な対応業務は、前記小規模体制の業務に以下の対応業務を加える。

また、災害規模に応じて各業務に対応する職員を増員させる。

主な対応業務は以下のとおりである。

・人的被害が生じた地区の行政センターに現地災害対策本部を設置「現地災害対策本部マニュアル」を参照
・現地災害対策本部との緊密な連携の確保「現地災害対策本部マニュアル」を参照
・災害対策本部に関係機関ブース設置と緊密な連携の確保

ウ　大規模体制

中規模体制を超える対応が求められる事態で、中小規模の土砂災害により数名を超える人的被害が発生した場合や、中小河川の内水・外水氾濫により数十軒を超える床上浸水被害の発生及び発生が予想される場合の体制とする。また、多数の地区に「警戒レベル４避難指示」を発令する場合も指定避難所開設運営職員派遣を考慮し本体制とする。

特に多数の人的被害が発生した場合は、自衛隊の支援も視野に県と調整する。また、災害が多点で発生した場合は、情報の錯そうや市民等からの問合せの急増を視野に、職員を増員する。多点の現地災害対策本部の設置を想定した人材を参集させる。本体制の主な対応業務は、前記中小規模体制の業務に以下の対応業務を加える。

また、災害規模に応じて各業務に対応する職員を増員させる。

主な対応業務は以下のとおりである。（別表を参照）

・人的被害が生じた地区（複数）の行政センターに現地災害対策本部を設置「現地災害対策本部マニュアル」を参照
・指定避難所開設選定
・指定避難所開設運営職員派遣（自治会との共同運営）
・現地災害対策本部と災害対策本部間の緊密な連携の確保
・状況に応じて「警戒レベル５緊急安全確保」を発令
・国土交通省への支援要請検討
・県連絡員と自衛隊災害派遣も視野に緊密な連携の確保

エ　特別体制

大規模体制を超える対応が求められる事態で、大規模の土砂災害により十数名を超える人的被害や、主要河川の外水氾濫により百軒を超える床上浸水被害の発生など、甚

大な被害が発生し国等の支援を求める事態又は予想される場合の体制とする。発生地区の行政センターに現地災害対策本部を設置。被害の状況に応じて「警戒レベル５緊急安全確保」を発令。本体制の主な対応業務は、前記大規模体制の業務に以下の対応業務を加える。

また、災害規模に応じて各業務に対応する職員を増員する。

主な対応業務は以下のとおりである。（別表を参照）

・増設指定避難所（学校等の施設）選定
・増設指定避難所運営職員派遣（自治会との共同運営）
・状況に応じて「警戒レベル５緊急安全確保」を発令
・国土交通省への支援要請
・県連絡員に自衛隊災害派遣要請
・救援物資や義援金受入れ調整
・ボランティア対応
・県庁に設置される非常現地災害対策本部（政府）へのリエゾン派遣
・県連絡員と応急対策職員派遣の調整
・公共交通機関運行情報等の把握及び広報

５　各体制での要員配置と主たる対応部署

別表を参照

所属長等は、災害発生時に自らの所属が実施すべき事項について、平時から職員に十分な説明を行い理解させておく。

別表に示したものは、想定される災害への対応であり、他の災害応急対策対応が求められることも十分あり得ることを念頭に余裕のある要員で対応する。

なお、記載している主たる所属は、あくまでも目安であり、参集職員の状況に応じて災害対策本部が他の所属からの応援職員対応を指示することもある。

また、甚大な被害により災害応急対策職員の対応時間が長時間に及ぶ場合は、災害対策本部で全庁的な人員を対象に交代要員を確保し、職員の健康管理等に十分配慮する。（職員の継続対応時間は１３時間を目安）

６　職員の参集

風水害は不確実ながらもあらかじめ体制がとれることが多く、要員配置を割り当てられた所属長等は、事前に参集対象職員に参集依頼を行い、職員参集に遅れがないよう体制を整えておく。参集場所は、所属の勤務場所とする。また、風水害突発型の発生等で緊急に参集依頼がある可能性のあることも機会をとらえ説明し、理解を得ておくこと。

所属長等から参集依頼の事前説明を受けた職員は、今後の気象情報等に留意し参集依頼に備える。気象現象の推移によっては、事前説明のシナリオとは異なった状況に推移していくことがあるので、所属長等へ自発的に連絡を取り合うことが重要である。

特に、対象災害リスク内の地域に居住している職員は、本人の参集後に家族が避難しなければならない最悪の事態も想定し、事前に家族内で防災対応について十分話し合い、家族の身の安全を確保する。加えて、自宅周辺の人たちへ職員本人が参集しなければならない

ことについて理解を求め、最悪の事態には共助の支援を受けられる環境を平時から整えておくことが肝要である。

参集時の服装は、作業服等の安全で活動しやすい服装とする。携帯品は、軍手、タオル、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ、カッパ等必要な用具をリュックサック等に入れて参集する。

なお、風水害突発型に備え平常時から準備をしておくこと。

（１）参集方法

参集指示を受けた場合は安全確保に十分に配慮しつつ、速やかに参集を行う。消防団員を兼ねる職員は、原則、市業務を優先する。

なお、顕著な現象が発生している状況下においての参集には、参集経路の災害リスクを考慮し、迂回等により安全を確保する。

参集途中において知り得た被害状況、その他の災害情報は、参集後直ちに災害対策本部等に報告する。本報告は調査しながらの参集を意味するものではなく、迅速な参集を第一とした範囲内での、把握した情報を報告するものである。

参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、状況を所属長等に報告し、対応について指示を求める。その後、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、消防や警察等の救助実働機関へ通報し、援助を求めるなど適切な対応を行う。

参集できない場合には、所属の管理職に理由、連絡先、連絡方法を知らせる。

（２）自主参集

風水害による自主参集のケースは少ないと考えられるが、災害の発生又はそのおそれがある場合には、所属長等に連絡し指示を受ける。所属長等と連絡がとれない場合には自己判断により参集する。

（３）交通経路途絶時の参集

所属の勤務場所に参集できないと判断した場合は、所属の管理職に連絡し参集場所の指示を受ける。所属の管理職に連絡できない場合は、近隣の行政センター等に参集し、参集場所での上席者の指示に従い応急対策活動に従事する。

７　その他

職員本人又は家族・家屋が被災した場合は、負傷や家屋の損壊の程度に応じ応急手当を実施するとともに、状況を所属長等に連絡し参集の可否も含め、今後の対応等について相談する。報告を受けた所属長等は速やかに人事課長へ報告する。

避難情報	体制	配置基準	対応業務	必要人数	対象担当課（支援）	危機管理室	市長戦略部	総務部	総合政策部	市民環境部	行政センター	福祉部	スポーツ健康部	産業観光部	建設交通部	上下水道局	教育長	教育部	会計課	議会事務局	監査委員事務局	農業委員会事務局	消防団
	情報収集体制	気象警報発表可能性有	気象情報等の情報取集と監視及び渋川市内への影響評価	2名	気象防災アドバイザー+1名	2																	
		気象警報発表可能性あり	情報収集会議 具体的な対応の可能性は低いが情報共有	8名	会議運用（危機管理室）3名+気象監視班	3		部長		部長				部長	部長			部長					
		水害の発生の可能性を視野に、陣容の意識を高める	情報収集会議 今後の体制を含めた情報共有	11名	会議運用（危機管理室）3名+気象監視班	3	部長	部長		部長		部長		部長	部長	局長		部長					
			市民向け注意喚起情報提供（市HP、渋川ほっとマップメール等）	1名	危機管理室	1																	
			計	6	危機管理室6名＋部局長	6																	
自主避難発令	災害警戒本部	明るいうちに避難行動の必要があると判断	気象情報等の情報取集と監視及び渋川市内への影響評価	2名	気象防災アドバイザー+1名	2																	
			災害警戒本部設置・運営	11名	会議運用（危機管理室）3名+気象監視班	3	部長	部長		部長		部長		部長	部長	部長		部長					
			市長への自主避難発令承認	1名	危機管理監	危機管理監																	
			関係担当班長（部長）への事前連絡 メインルート	1名	危機管理監	危機管理監																	
			関係担当班長（部長）への事前連絡 サブルート	1名	危機管理室長	室長																	
			対象地区の公民館避難所開放事前通知	1名	教育部長													部長					
			対象地区自治会長への事前通知・情報共有連携	6名	市民環境部、行政センター（対象地区）					4	2												
			対象地区の公民館開放 （１地区当たり）	2名	対象地区公民館													2					
			市民への自主避難発令周知（市HP・渋川ほっとマップメール含む）	1名	危機管理室（危機管理係）	1																	
			県・関係機関等への報告・対応	1名	危機管理室（危機管理係）	1																	
			報道機関対応	（0名）	危機管理室（危機管理係）																		
			市民等からの問合せ対応	（0名）	危機管理室（危機管理係）																		
			計	14	14名＋部局長	6				4	2							2					

※状況によって人数は変動する。

避難情報	体制	対応業務	必要人数	対象担当課（支援）	危機管理室	市長戦略部	総務部	総合政策部	市民環境部	行政センター	福祉部	スポーツ健康部	産業観光部	建設交通部	上下水道局	教育長	教育部	会計課	議会事務局	監査委員事務局	農業委員会事務局	消防団
警戒レベル３自主避難発令	災害警戒本部（警戒体制）	気象情報等の情報取集と監視及び渋川市内への影響評価	2名	気象防災アドバイザー ✚1名	2																	
		災害警戒本部設置	11名	会議運用（危機管理室） 3名+気象監視班	3	部長	部長		部長		部長		部長	部長	局長		部長					
		市長への警戒レベル３発令承認	1名	危機管理監	1																	
		自主避難所開放選定（原則として発令区域の公民館）	1名	災害対策本部（危機管理室）	1																	
		関係担当班長（部長）への事前連絡 メインルート	1名	危機管理監	1																	
		関係担当班長（部長）への事前連絡 サブルート	1名	危機管理室長	1																	
		対象地区自治会長への事前通知・情報共有連携	6名	市民環境部、行政センター（対象地区）					4	2												
		対象地区の公民館避難所開放事前通知	1名	教育部長													部長					
		対象地区の公民館避難所開放 （１地区当たり2名）	2名	対象地区公民館													2					
		市民への自主避難発令周知（市HP・渋川ほっとまっぷメール含む）	1名	災害情報対応マニュアル参照		1																
		災害関連情報収集分析体制（市民からの問合せ対応含む）	3名	災害情報対応マニュアル参照	1		1							1								
		県・関係機関等との情報収集・報告	1名	災害情報対応マニュアル参照	1																	
		報道機関対応	1名	報道対応マニュアル参照		1																
		計	17	17名＋本部員	6	1	1		4	2				1			2					

※状況によって人数は変動する。

避難情報	体制	対応業務	必要人数	対象担当課（支援）	危機管理室	市長戦略部	総務部	総合政策部	市民環境部	行政センター	福祉部	スポーツ健康部	産業観光部	建設部	上下水道局	教育長	教育部	会計課	議会事務局	監査委員事務局	農業委員会事務局	消防団
警戒レベル4避難指示発令	災害対策本部（小規模体制）	気象情報等の情報取集と監視及び渋川市内への影響評価	2名	気象防災アドバイザー ✚1名（総務課）	アドバイザー		1															
		市長への災害対策本部設置及び参集要員規模の承認	1名	危機管理監	危機管理監																	
		関係担当班長（部長）への事前連絡と参集職員の要請	1名	危機管理監	危機管理監																	
		災害対策本部設営（大会議室） 本庁舎内動線規制	6名	危機管理室＋総務部	2		※2 4															
		災害対策本部設置・運営・資料作成	本部員 ＋3名	会議運用（危機管理室） 3名+気象監視班	1	部長	部長 ＋２	部長	部長	所長	部長	部長	部長	部長	局長	教育長	部長	会計管理者	局長	局長	局長	団長
		市長への警戒レベル４発令承認	1名	災害対策本部（危機管理監）	危機管理監																	
		避難所開設選定（原則として避難指示発令区域の公民館）	1名	災害対策本部（危機管理室）	1																	
		対象地区の公民館避難所開設事前通知（格上げ通知）	1名	教育部長													部長					
		避難指示地区公民館避難所要員（１地区当たり４名）	4名	対象地区公民館													4					
		避難所への災害備品配布	3名	総合政策部				3														
		対象地区自治会長への事前通知と情報共有・連携	6名	市民環境部、行政センター（対象地区）					4	2												
		市民への避難指示発令周知（市HP・渋川ほっとマップメール含む）	1名	災害情報対応マニュアル参照		1																
		災害関連情報収集分析体制（市民からの問合せ対応含む）	8名	災害情報対応マニュアル参照	1		5						1	1								
		情報連絡員の派遣（ライフライン対応）	3名	実働部門から3名									1	1	1							
		県・関係機関等との情報収集・報告	1名	災害情報対応マニュアル参照	1																	
		報道機関対応	2名	報道対応マニュアル参照		2																
		災害関連情報収集体制	20名	緊急被害現地調査マニュアル参照			5					7					5	1		1	1	
		計	57	57名＋本部員	9	2	13	3	4	2		7	2	2	1		9	1		1	1	

※状況によって人数は変動する。

※2　人員に兼務あり。

避難情報	体制	対応業務	必要人数	対象担当課（支援）	危機管理室	市長戦略部	総務部	総合政策部	市民環境部	行政センター	福祉部	スポーツ健康部	産業観光部	建設部	上下水道局	教育長	教育部	会計課	議会事務局	監査委員事務局	農業委員会事務局	消防団
警戒レベル4避難指示エリア拡大発令	災害対策本部（中規模体制）	気象情報等の情報取集と監視及び渋川市内への影響評価	2名	気象防災アドバイザー +1名	アドバイザー		1															
		必要に応じた市長への対応承認	1名	危機管理監	危機管理監																	
		関係担当班長（部長）への災害応急対策要員の増員参集要請	1名	危機管理監	危機管理監																	
		災害対策本部設営（大会議室） 本庁舎内動線規制	6名	危機管理室＋総務部	2		※3 4															
		災害対策本部設置・運営・資料作成	本部員 ＋4名	会議運用（危機管理室＋総務課） 4名+気象監視班	1	部長	部長 ＋3	部長	部長	所長	部長	部長	部長	部長	局長	教育長	部長	会計管理者	局長	局長	局長	団長
		災害応急対策 現地災害対策本部長：市長戦略部長	12名	現地災害対策本部マニュアル	室長＋アドバイザー	部長				5			2	2								
		避難指示地区公民館避難所要員（１地区当たり４名）	24名	対象地区公民館													※2 24					
		避難所開設選定（避難指示区域拡大による市有施設の避難所指定）	1名	災害対策本部（危機管理室）	1																	
		避難区域拡大対象地区の公民館避難所開設事前通知（格上げ通知）	1名	教育部長													部長					
		避難指示地区市有施設避難所担当（１施設当たり）	4名	福祉部							4											
		新たに指定した避難所への災害備品配布	6名	総合政策部				6														
		避難拡大地区自治会長への事前通知と情報共有・連携	6名	市民環境部・行政センター（対象地区）					4	※3 2												
		市民への避難指示拡大地区への発令周知（HP・メール含む）	1名	災害情報対応マニュアル参照		1																
		安全確保再周知（市HP・渋川ほっとマップメール含む）	1名	災害情報対応マニュアル参照		1																
		災害関連情報収集分析体制（市民からの問合せ対応含む）	8名	災害情報対応マニュアル参照			5						1	1	1							
		情報連絡員の派遣（ライフライン対応）	3名	実働部門から3名									1	1	1							
		県・関係機関等との情報収集・報告	1名	災害情報対応マニュアル参照	1																	
		報道機関対応	3名	報道対応マニュアル参照		3																
		災害関連情報収集体制	20名	緊急被害現地調査マニュアル参照			5					7					5	1		1	1	
		計	94	94名＋本部員	9	3	14	6	4	5	4	7	4	4	2		29	1		1	1	

※　状況によって人数は変動する。

※2　６地区の公民館を指定避難所として開設した場合を想定する。

※３　人員に兼務あり。

避難情報	体制	対応業務	必要人数	対象担当課（支援）	危機管理室	市長戦略部	総務部	総合政策部	市民環境部	行政センター	福祉部	スポーツ健康部	産業観光部	建設交通部	上下水道局	教育長	教育部	会計課	議会事務局	監査委員事務局	農業委員会事務局	消防団
警戒レベル4避難指示エリア拡大発令	災害対策本部（大規模体制）	気象情報等の情報取集と監視及び渋川市内への影響評価	2名	気象防災アドバイザー ✚1名	アドバイザー		1															
		必要に応じた市長への対応承認	1名	危機管理監	危機管理監																	
		関係担当班長（部長）への災害応急対策要員の増員参集要請	1名	危機管理監	危機管理監																	
		災害対策本部設営（大会議室） 本庁舎内動線規制	6名	危機管理室＋総務部	2		※3 4															
		災害対策本部設置・運営・資料作成	本部員 ＋4名	会議運用（危機管理室＋総務課） 4名+気象監視班	2	部長	部長 ＋2	部長	部長	所長	部長	部長	部長	部長	局長	教育長	部長	会計管理者	局長	局長	局長	団長
		１箇所目の災害応急対応 現地災害対策本部長：市長戦略部長	12名	現地災害対策本部マニュアル参照	室長＋アドバイザー		部長			5			2	2								
		自衛隊災害派遣を県に要請の検討	1名	災害対策本部（危機管理室）	1																	
		２箇所目の災害応急対応 現地災害対策本部長：総務部長	11名	現地災害対策本部マニュアル参照	1		部長			5			2	2								
		避難指示地区公民館避難所要員（１地区当たり４名）	44名	対象地区公民館													＊2 44					
		避難所開設選定（避難指示区域拡大による市有施設の避難所指定）	1名	災害対策本部（危機管理室）	1																	
		避難区域拡大対象地区の公民館避難所開設事前通知（格上げ通知）	1名	教育部長													部長					
		避難指示地区市有施設避難所担当（１施設を想定）	4名	福祉部							4											
		新たに指定した避難所への災害備品配布	6名	総合政策部				6														
		避難拡大地区自治会長への事前通知と情報共有・連携	6名	市民環境部、行政センター（対象地区）					4	※3 2												
		市民への避難指示発令周知（市HP・渋川ほっとまっぷメール含む）	1名	災害情報対応マニュアル参照		1																
		安全確保再周知（市HP・渋川ほっとまっぷメール含む）	1名	災害情報対応マニュアル参照		1																
		災害関連情報収集分析体制（市民からの問合せ対応含む）	14名	災害情報対応マニュアル参照	1		10						1	1	1							
		情報連絡員の派遣（ライフライン対応）	3名	実働部門から3名									1	1	1							
		主要道路土砂崩れ啓開等の応急対策	10名	建設交通部										10								
		県・関係機関等との情報収集・報告	1名	災害情報対応マニュアル参照	1																	
		報道機関対応	3名	報道対応マニュアル参照		3																
		災害関連情報収集体制	20名	緊急被害現地調査マニュアル			5					7					5	1		1	1	
		計	139	139名＋本部員	9	3	18	6	4	12	4	7	6	16	2		49	1		1	1	

※状況によって人数は変動する。

※2　全ての公民館を指定避難所として開設した場合を想定する。

※３　人員に兼務あり。

避難情報	体制	対応業務	必要人数	対象担当課（支援）	危機管理室	市長戦略部	総務部	総合政策部	市民環境部	行政センター	福祉部	スポーツ健康部	産業観光部	建設部	上下水道局	教育長	教育部	会計課	議会事務局	監査委員事務局	農業委員会事務局	消防団
警戒レベル5緊急安全確保発令	災害対策本部（特別体制）	気象情報等の情報取集と監視及び渋川市内への影響評価	2名	気象防災ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ ✚1名	アドバイザー		1															
		必要に応じた市長への対応承認	1名	危機管理監	危機管理監																	
		関係担当班長（部長）への災害応急対策要員の増員参集要請	1名	危機管理監	危機管理監																	
		災害対策本部設営（大会議室） 本庁舎内動線規制	6名	危機管理室＋総務部	2		※3 4															
		災害対策本部設置・運営・資料作成	本部員 ＋4名	会議運用4名（危機管理室＋総務課） +気象監視班	1	部長	部長 ＋3	部長	部長	所長	部長	部長	部長	部長	局長	教育長	部長	会計管理者	局長	局長	局長	団長
		１箇所目の災害応急対策の実施 現地災害対策本部長：市長戦略部長	12名	現地災害対策本部マニュアル参照	室長＋アドバイザー	部長				5			2	2								
		自衛隊災害派遣を県に要請の検討	1名	災害対策本部	1																	
		被災負傷者医療体制の調整	2名	災害対策本部							2											
		被災地区被災者安否確認	10名	市民環境部、福祉部					5		5											
		２箇所目の災害応急対策の実施 現地災害対策本部長：総務部長	11名	現地災害対策本部マニュアル参照	1		部長			5			2	2								
		自衛隊災害派遣を県に要請の検討	1名	災害対策本部	1																	
		避難指示地区公民館避難所要員 （１地区当たり4名）	44名	対象地区公民館													＊2 44					
		避難所開設選定（避難指示区域拡大による市有施設・学校施設の避難所指定）	1名	災害対策本部（危機管理室）	1																	
		避難区域拡大対象地区の公民館避難所開設事前通知（格上げ通知）	1名	教育部長													部長					
		避難指示地区市有施設避難所担当（２施設を想定）	８名	福祉部							8											
		避難所への災害備品配布	６名	総合政策部、会計、議会、農委、監査				10										1	1	1	1	
		避難拡大地区自治会長への事前通知と情報共有・連携	4名	市民環境部					4	※3 2												
		市民への避難指示発令周知（市HP・渋川ほっとまっぷメール含む）	1名	災害情報対応マニュアル参照		1																
		安全確保再周知（市HP・渋川ほっとまっぷメール含む）	1名	災害情報対応マニュアル参照		1																
		災害関連情報収集分析体制（市民からの問合せ対応含む）	14名	災害情報対応マニュアル参照	1		10						1	1	1							
		情報連絡員の派遣（ライフライン対応）	3名	実働部門から3名									1	1	1							
		主要道路土砂崩れ啓開等の応急対策と交通規制	20名	建設交通部										20								
		県・関係機関等との情報収集・報告	1名	災害情報対応マニュアル参照	1																	
		報道機関対応	4名	報道対応マニュアル参照		4																
		災害関連情報収集体制	20名	緊急被害現地調査マニュアル参照			5					7					5	1		1	1	
		被災状況に応じた義援金・ボランティア対応の検討	2名	福祉部							2											
		計	175	175名＋本部員	9	4	19	10	9	10	17	7	6	26	2		49	2	1	2	2	

※　状況によって人数は変動する。

※2　全ての公民館を指定避難所として開設した場合を想定する。

※3　人員に兼務あり。

災害情報対応マニュアル

はじめに

風水害対応は、雨の降り始めから災害の発生まで段階的に推移し、市町村の防災体制を構築する時間もあり災害応急対策の良否が問われる。過去の事例により、迅速かつ的確に災害応急対策を実施していく上で、市町村の災害対策本部での防災気象情報と被害状況等の情報を一元的に把握する収集体制及び、情報の重要度を選別（情報トリアージ）・整理・分析し、優先順位を付して、災害応急対策を実施するための情報整理分析共有体制の重要性が改めて認識されている。この業務の優劣が全ての災害応急対策に影響を及ぼす。

特に、気象現象が激化した段階では情報過多により情報が錯綜し、災害応急対策に資する重要な情報の断片化・変容などが発生し関係者に共有されない事態が生じ、避難情報の未発令や災害応急対策の遅れなど人命にも係る重大な問題へとつながる。気象現象激化の度合いに応じて、段階的に早めの情報収集・整理・分析・共有の体制を構築しておくことが肝要である。

以下に、災害を経験した地方自治体等での教訓を踏まえ、「情報収集体制」、「災害警戒本部」、「災害対策本部」の各体制で留意しておく事項を記す。

1　気象防災情報等

防災行動を要する可能性がある気象現象に対し、前橋地方気象台又はその他関係機関から、以下のような情報（以下「防災気象情報」という。）が発表される。

警戒レベルに応じた渋川市が発令する避難情報と体制

警戒レベル	渋川市の避難情報等	トリガーとなるべき情報と判断		渋川市の体制
		土砂災害（短時間豪雨）	河川	
警戒レベル5	緊急安全確保	大雨特別警報（警戒レベル5相当） 大規模災害発生のおそれ を受けて総合的に判断	氾濫発生情報	災害対策本部
～～～（警戒レベル4までに必ず避難！）～～～				
警戒レベル4	避難指示	土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当） 災害発生（中規模程度） 土砂災害前兆現象情報 を受けて総合的に判断	氾濫危険情報 氾濫危険水位	
警戒レベル3	自主避難（含高齢者等避難）	大雨警報（警戒レベル3相当）を受けて総合的に判断	氾濫警戒情報 避難判断水位	災害警戒本部
警戒レベル2	－	大雨・洪水注意報（警戒レベル2）	氾濫注意情報	情報収集体制
警戒レベル1	－	早期注意情報（警戒レベル1）	－	

（１）早期注意情報（警報級の可能性）における「中」
　※「中」は命に危険を及ぼすような警報級の現象となりうることを表す。
（２）気象注意報（特に、警報級の現象がおおむね６時間以上先に予想され、警報に切り替える可能性が高いもの）
（３）台風情報（市に台風の来襲が予想される場合のもの）
（４）気象警報（重大な災害が発生するおそれのあるときに警戒を呼びかけるもの）
（５）土砂災害警戒情報（群馬県及び前橋地方気象台が共同で発表するもの）
（６）河川の水位情報等、国又は群馬県から発表される情報（市長が避難情報発令の判断材料とするもの）

これらの情報を踏まえ、今後の気象現象の見通しと渋川市への影響評価（以下「シナリオ」という。）が重要である。

一方で、現象発生猶予時間と気象現象精度は両立できない関係性（トレードオフ）であり、防災気象情報等には不確実性（以下「技術的限界」という。）が含まれていることに留意しなければならない。このため、特に前橋地方気象台とは緊密な情報共有を行い、適宜シナリオを修正しつつ、適切な情報収集・整理・分析・共有体制を迅速に講じていくことが重要である。

2　情報収集体制での留意事項

情報収集体制は、前橋地方気象台から発表される「早期注意情報（警報級の可能性）中」や「警報に切り替える可能性の高い注意報」が発表された時又は当市に台

風の来襲が予想された場合に、情報を収集し共有する体制である。
特に、技術的限界を踏まえ、前橋地方気象台と緊密な情報共有を行い、シナリオについて認識を共有しつつ、災害の発生する可能性のある地区と時間帯を特定し、避難等の防災行動の必要性を評価する。常に最新の気象現象の推移を確認し、今後のシナリオを逐次修正する。

（１）関係部署への情報共有体制

シナリオに沿って防災対応を行う可能性のある関係部署へ、今後の気象現象の見通しと渋川市への影響度合いについて情報共有し認識共有を行う。共有の方法は、庁内情報共有システム（メール含む）又は連絡会議により行う。

防災気象情報等に基づいたシナリオには技術的限界が含まれていることを念頭に、最悪の事態に備えた幅広い対応を考慮しておくことが肝要である。

（２）関係部署内の認識共有体制

関係部署の所属長等は、シナリオに基づき災害応急対策で参集した職員へ事前説明を行う。シナリオには技術的限界による不確実性が含まれていることを念頭に、状況の悪化に応じて迅速に職員を投入できる体制を考慮し、多めの人員を確保しておく。

３　災害警戒本部での留意事項

災害警戒本部は、市民へ「自主避難」又は「警戒レベル３自主避難」（以下「警戒レベル３」という。）の避難情報を発令する段階である。「自主避難」は、今後の気象現象が更に強まり災害が発生する可能性が高くなることが予想される時に、土砂災害や洪水リスクのある地域の居住者に対して発令する。

「警戒レベル３」は、重大な災害が発生するような警報級の現象が、おおむね３～６時間先に予想されるときのものと、不安定性降水（以下「雷雨」という。）による短時間降水で現象が発生している最中に発表されるものがある。前者は、情報収集体制から移行するので関係部署においても事前認識の共有が図られている。一方、後者に対応した体制は、突発的で参集時間が十分とれない体制で行うことになる。最悪のシナリオに備え迅速に対応できる体制で臨むことが重要である。

（１）発令対象地域地区と発令時刻の決定

シナリオに基づき、土砂被害が生じる可能性が極めて高い土砂災害警戒区域を対象に地域を特定する。発令時刻は、避難行動を考慮し可能な限り気象現象が強くなる前の明るいうちに決定する。市長へ避難情報発令に係る意思決定に資する資料を作成し判断を仰ぐ。

（２）関係部署等への情報共有体制

可能な限り市民への発令前に市民の避難先を確保するため、公民館職員へ事前連絡を行う。雷雨による突発的な避難情報の発令は、市民への発令の後になっても致し方ない。

公民館職員への事前連絡は、以下の経路により行う。

・危機管理監→教育部長→公民館職員

対象地区の自治会長へ、当該地区の市民から、避難のために指定緊急避難場所の開放を求められた場合に集会所や住民センター、〇〇会館などを開放するための事前連絡を行う。事前連絡の内容は、発令時刻、自主避難のための指定緊急避難場所としての開放依頼、避難状況などの報告である。

自治会長への事前連絡は、以下の経路により行う。

・市民環境部及び行政センター→自治会長

（３）市民への周知

避難情報発令対象地域の居住者に対し、今後の気象現象の活発化によっては災害の発生するおそれがある事態を知らせるため、発生が予想される災害と、当該災害の受けやすい地域、災害の発生する可能性の高い時間帯、災害を避けるための避難行動への喚起、指定緊急避難場所の開放及び避難時に持参してくる物などを周知する。市民への周知方法は、防災行政無線、市ホームページ、渋川ほっとマップメール、ＳＮＳ、渋川市防災行政無線フリーダイヤル及び緊急情報配信サービス※1 等を活用し、積極的な周知に努める。

※1　緊急情報配信サービス：携帯電話を使用していない人で緊急情報の入手が比較的困難な高齢者などを対象として、自宅の電話やＦＡＸに緊急情報を配信するサービス

（４）群馬県への防災対応状況の連絡

群馬県等へ本市の防災対応を群馬県総合防災情報システムにより報告する。報告内容は、配備体制・被害情報・避難情報の発令内容・避難所情報などである。このシステムに入力した内容のうち、災害対策本部等の設置状況・避難情報・避難所開設情報・広報等のお知らせ情報が、Ｌアラート、緊急速報メール、防災Ｗｅｂ、ＳＮＳなど様々なメディアを通じ市民に情報提供される。

（５）渋川広域消防本部、渋川警察署との情報共有

今後の更なる事態の悪化による人的被害の発生も視野に、迅速な人命救助の体制を確保するため、渋川広域消防本部警防課・渋川警察署警備課と渋川市の対応状況や被害情報等について情報共有を行う。事前に現地に展開している警察官・消防職員・消防団員の持っている情報は信頼性も高く、今後の防災対応に重要な情報である。

（６）報道機関からの問合せ対応

別紙の「報道対応マニュアル」を参照。「自主避難」の段階では、これまで多くの問合せはなく危機管理室で対応することとし、「警戒レベル３」の段階から市長戦略部秘書室から１名の報道対応体制として対応する。

（７）市民問合せ対応窓口

「警戒レベル３」の段階で市民からの問合せ対応窓口を設置し、被害状況等の情報を含め関係部署と情報共有を行う。土砂被害が生じる可能性が極めて高い土砂災害警戒区域に居住で、不安のある人については指定緊急避難場所等へ避難することを勧める。また、土砂災害の危険性が低い地域の居住者からの問合せは、知人や親せき宅など安心できる場所に身を寄せるなど検討してもらうよう回答する。

なお、そのような場所がない場合は指定緊急避難場所への避難を勧める。

４　災害対策本部での留意事項

災害対策本部は、気象現象に伴い渋川市内において被害の発生又は発生が予想された場合で、対象被害が生じる可能性が極めて高い土砂災害警戒区域や、洪水浸水想定区域に居住している方々を対象に市長の総合的判断の上で「警戒レベル４避難指示」（以下、「警戒レベル４」という。）を発令する段階の体制である。被害発生の予想規模又は被害規模に応じて４段階で対応する。災害が生じてから職員参集を強化するのでは、災害応急対策が後手に回り被害の拡大を防げないことを肝に銘じておく必要がある。

（１）被害規模に応じた体制

災害対策本部は、被害発生の予想規模又は被害規模に応じ「小規模体制」、「中規模体制」、「大規模体制」、「特別体制」の４段階の要員配置で対応する。各体制の対策の概要は「災害発生時初動対応マニュアル（風水害対応編）」に記載しているとおりである。

なお、人的被害が発生した場合は、発生地区の行政センターに現地災害対策本部を設置し、救命救助を最優先とした体制で対処する（「救命救助活動に備える現地災害対策本部設置マニュアル」参照）。

また、長期的避難が生じた場合は避難者側に立って避難所環境を迅速に整えるとともに女性や高齢者等の災害弱者に配慮した避難所運営を自主防災組織と連携し実施する体制とする。

（２）気象現象の監視と体制

土砂災害への監視として、土砂災害警戒情報の発表を受け気象庁ホームページの土砂災害危険度（キキクル）の「非常に危険もしくは極めて危険」が示されてい

る地区や、群馬県土砂災害警戒情報システムの判定図による土壌雨量指数の確認を常に行い、警戒レベル４の対象となる地区が追加された場合は、直ちに災害対策本部に報告し、警戒レベル４の対象地区の拡大等を検討する。また、洪水害への監視として水位計（危機管理型を含む）の水位や、流域雨量指数等を確認するとともに河川管理者からの河川の水位や氾濫の危険に関するＦＡＸ、市長へのホットライン等を入手した場合も災害対策本部に報告し、洪水害を対象とした洪水浸水想定区域への警戒レベル４の発令を検討するなど、気象現象に応じた適切な避難情報の発令判断に資する情報を災害対策本部に提供する。加えて、救命救助等の災害応急対策を実施している防災関係者の二次災害を防ぐために、現地等と緊密に連携し適宜情報提供を行う。

急速に激化する気象現象を確実に捉え処理するため、早い段階から現象の規模に応じた専任の要員を確保しておくことが極めて重要である（過去の災害事例から２人程度では確実に不足）。

（３）発令対象地区の特定と発令時刻の決定

発令対象地区は、土砂災害が発生した地区、土砂災害警戒情報が発表され土砂災害危険度の「非常に（極めて）危険」が出現した地区及び河川の水位情報や流域雨量指数と今後の雨量推移を総合的に判断し浸水害や洪水害が予想される洪水浸水想定区域とする。上記現象が出現し市長の判断を受け速やかに発令する。

なお、突発的な気象現象で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にあっては、指定避難所の開設が遅くなる事態であっても、警戒レベル４の避難情報は躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝える。

（４）関係部署等への情報共有体制

可能な限り市民への発令前に市民の避難先を確保するため、公民館職員へ事前連絡を行う。突発的な気象現象による避難情報の発令の場合は、公民館職員へは事後連絡となる。

警戒レベル３から警戒レベル４への引き上げケースでは、既に自治会の指定緊急避難場所（集会所・〇〇会館など）に避難者がいる場合、避難解除まで６時間以上を要する時は災害備蓄品の配給を行うため、災害対策本部へ避難者人数を報告するよう自治会長に依頼する。

また、避難が長期化する場合は、指定緊急避難場所に避難している避難者を地区の指定避難所に移動させるとともに、自治会長には指定避難所に参集し避難運営に携わるよう依頼する。

（５）市民への周知

市民には、対象災害リスク地域への災害の発生、又は発生するおそれがあることを速やかに伝える。加えて、災害を避けるための避難行動への喚起、指定避難所

の開設などを周知する。市民への周知方法は、防災行政無線、渋川市ホームページ、渋川ほっとマップメール、緊急情報配信サービス、ＳＮＳなどを用いる。

突発的な警戒レベル４の発令のケースで、市民から避難の打診が寄せられた時は、災害備蓄品を備えている指定避難所への避難を勧める。既に、気象現象が激化し水平避難をすることがかえって危険な場合は、近くの堅固な建物やがけ等からなるべく離れた建物の２階など、命が守れる最善の所に避難するよう勧める。

（６）被害情報等の収集整理

被害が発生すると同時に、被害の大小に関わらず一気に多数の情報が災害対策本部に寄せられる。防災関係機関からの避難情報に係る重要な情報や、人命救助に係る極めて重要な情報まで、多数の情報の中から人命優先とした災害応急対策の判断に必要な情報を抜き出す情報トリアージ（情報の重要性及び緊急性の優先順位付け）や、未確認情報の信頼性の度合いに応じた適切な情報抽出が極めて重要である。この分析整理の良否で災害対応の質が左右される。

分析整理のため「情報班」を設置し、その班の責任者（以下「情報班長」という。）に全ての情報が集約できる体制を構築し、情報班長は情報の信頼性の度合いを判断し、必要に応じて再確認を指示するなど分類整理するとともに情報トリアージを行い、適切な災害応急対策に資する情報を災害対策本部に提供する。

特に、複数ルートからの情報入手や、用語の不統一により情報が錯そうすることを念頭に情報整理することが極めて重要である。そのため情報管理する要員を配置しておく必要がある。また、甚大な被害が生じている地区ほど情報が入ってこない災害特有の状況を念頭に被害状況を俯瞰的に捉え、情報伝達困難な孤立集落の出現も視野に、通信状況の確認や被害状況をとりにいく意識が重要である。

道路損壊や交通状況等に関する交通情報は、救命救助、災害の拡大防止、負傷者の搬送等に極めて重要な情報である。発災後から迅速かつ正確な情報収集に努め、順次進む道路啓開の実施により通行可能な情報等を更新していくことが重要である。

（７）情報共有体制

情報班が分類整理した情報は、ディスプレイやホワイトボード、掲示板等を活用し情報収集班と災害対策本部で情報共有を図る。重要なことは、新たな情報の更新と、これまで入っている情報の適正な修正である。この仕事を怠ると災害対応が混乱することを肝に銘じておく必要がある。

特に、人命救助や災害の拡大防止、負傷者の搬送等に必要な道路損壊や、交通状況等に関する交通情報は適正な更新を行う必要がある。また、必要に応じて緊急通行車両や自衛隊車両、物資輸送車両等が優先して通行できる緊急交通路が指定された場合は、掲示板等に貼り出し共有する。

（８）群馬県への防災対応状況の連絡

群馬県等へ本市の防災対応を群馬県総合防災情報システムにより報告する。報告内容は、配備体制・被害情報・避難情報の発令内容・避難所情報などである。このシステムに入力した内容のうち、災害対策本部等の設置状況・避難情報・避難所開設情報・広報等のお知らせ情報をＬアラート、緊急速報メール、防災Ｗｅｂ、ＳＮＳなど様々なメディアを通じ市民に情報提供される。

対応する職員は、あらかじめ各地区の対象災害リスクにおける避難対象者数を把握する。

人的被害が発生し人命救助を実施する場合は、災害対策本部及び現地災害対策本部に群馬県のブースを設置し、緊密な情報共有体制の環境を構築する。

なお、自衛隊への災害支援要請については、状況に応じた要請タイミング等を相談し迅速に判断をする。

（９）渋川広域消防本部、渋川警察署、自衛隊との情報共有

今後の更なる事態の悪化による人的被害の発生も視野に、迅速な人命救助の体制を確保するため、渋川広域消防本部警防課・渋川警察署警備課と対応状況や被害情報等について情報共有を行う。特に、実働機関から得られる現地の情報は信頼性が高く極めて重要である。

人的被害が発生し救命救助を実施する場合は、災害対策本部及び現地災害対策本部に各機関のブースを設置し、緊密な情報共有体制を構築する。

（１０）報道機関からの問い合わせ対応

別紙の「報道対応マニュアル」を参照。「警戒レベル４」の発令と同時に、多くの問合せが寄せられることを視野に、報道対応の窓口を報道対応班（市長戦略部）に一本化する。今後の災害規模の拡大に応じて早めに増員し体制を強化する。

（１１）住民対応への留意事項

ア　避難所対応

公民館には、災害備蓄品として毛布、パーティション、簡易ベッド、非常食がある。災害備蓄品の配給は、原則として避難解除まで６時間以上を要する場合としているが、人道的観点で必要に応じて配給の判断を行う。高齢者等は避難可能であれば公民館への避難を勧める。

イ　避難判断を求められた場合

土砂災害警戒区域の居住者には、大雨等の現象が継続し水平避難をすることがかえって危険な場合（気象庁ホームページの土砂災害危険度分布（キキクル）の「極めて危険（濃い紫）」が示されている地区）は、近くの堅固な建物や崖等からなるべく離れた建物の２階など、命が守れる最善の所に避難するよう勧める。

特に、傾斜のある小河川に洪水警報が発表され、地域住民から避難の是非について問合せが寄せられた場合、避難経路である道路が水の逃げ道となり流速の早い川のような状態では、水平避難はかえって危険であることも考慮し、避難者自身が現地の状況を見て判断するよう回答する。もし、水平避難が不可能な場合は自宅の２階など、高い所で山側からできる限り離れた場所に避難し安全を確保するよう助言する。

洪水浸水想定区域に対して、警戒レベル４が発令された場合は、指定避難所への水平避難が原則であるが、既に浸水が始まっている場合は、現在いる場所の浸水深を確認し３ｍ以下の浸水深ならば水や食料等を２階に移し、２階への垂直避難による安全確保も選択肢であることを回答する。このような場合、道路が既に冠水している中で水平避難すると用水路等の位置が分からず、用水路等にはまり命を失った事例があることも説明する。

救命救助活動に備える現地災害対策本部マニュアル

はじめに

「渋川市災害対策本部設置要綱」に示されているとおり、救命救助活動を迅速かつ円滑に実施するため発生地区の行政センターに現地災害対策本部（以下「現地災対」という。）を設置する。現地での状況を考慮した迅速かつ相応な意思決定を可能とする環境を整えるため副市長等を現地災対本部長とし現場判断が優先される体制とする。本庁舎に設置している災害対策本部は、現地災対と連携し、これを支援する体制とする。

救命救助活動を最優先とし、救命救助実働機関（渋川広域消防本部・渋川警察署・自衛隊）と緊密な連携をもって迅速に救助活動に着手するとともに、救助者等の二次災害に十分配慮するものとする。救命救助実働機関は、災害規模にもよるが、まずは渋川広域消防本部・渋川警察署とし、規模が大きい場合は災害対策本部へ自衛隊の派遣を要請する。

なお、人的災害が複数地区で同時発生した場合は、原則として各地区で現地災対を設置し救命救助活動を行う。

１　現地災対の設置と要員

救命救助活動を最優先に、発生地区の行政センター会議室に現地災対を設置する。設置にあたっては、救命救助実働機関の職員がおおむね２時間で現地災対に到着することを念頭に迅速に対応する。

なお、公民館と行政センターが同一建築物内にある場合は、公民館が指定避難所として開設されているため、避難者等の現地災対への立入規制、市民対応など徹底すること。

現地災対要員体制は、以下の要員体制を基本に救命救助活動の規模に応じて増員を行う。

（１）現地災対要員体制

ア　現地災対本部長（副市長等）
イ　報道対応担当（当該行政センター所長（会見・説明担当））
ウ　報道機関等への資料作成担当（当該行政センター職員１名（資料作成））
エ　現地情報収集整理担当（当該行政センター職員１名）
オ　行方不明者の特定・捜索範囲の絞り込み担当（当該行政センター職員２名）
カ　救命救助実働機関との調整担当（本庁派遣要員１名）
キ　現地災対運営担当（本庁派遣要員１名（現地・本部等への情報共有））
ク　ロジ・行動記録担当（本庁派遣要員１名）
ケ　現地気象状況解説担当（気象防災アドバイザー）
コ　現地での現象監視担当（当該行政センター職員又は本庁派遣要員１名、（二次災害防止））

（２）現地災対要員別の担当業務留意点

ア　現地災対本部長（副市長等）

市の災害対策本部では得られない現地の状況、救命救助実働機関と顔の見える位置で得られる情報などを総合的に勘案し現地サイドで判断していく意識が極めて重要である。救命救助実働機関と緊密な連携により二次災害防止に配慮し迅速に救命救助活動を実施する方針を明確に示す。

また、複数箇所で発生している可能性もあることから、災害対策本部に多重に寄せられる災害通報情報を正確に整理するよう依頼する。

報道機関の現場取材（現地の画像取得）要望は多いが、二次災害防止の観点と救命救助活動の妨げにならないよう警戒区域の設定を災害対策本部と調整し迅速に立入を規制する。

イ　報道対応担当（当該行政センター所長）

報道機関が現地に入れない場合、定期的に会見・説明を実施するなど最大限の情報提供に努めることが肝要である。事実と推測による情報を明確に区別し事実

だけを正確に伝えるとともに、被災関係者への感情に十分配慮して回答する。
被災者氏名の公表については、災害対策本部を通じ事前調整しておき、群馬県の定める「自然災害における被災者氏名等の公表に関するガイドライン」での対応と齟齬の生じないようにする。

ウ　報道機関等への資料作成担当（当該行政センター職員１名）

報道機関への会見・説明に用いる記者発表資料を作成する。当該資料の上部には〇日〇時現在と表記し、事実確認済みの情報のみを記載する。遅れて現地入りした報道関係者にも経緯が把握できるように報道関係者用の掲示板を設置し、これまでの会見・説明した資料を掲示（過去の掲示資料の上に掲載し、過去の資料は取り外さない）する。報道機関への会見・説明に用いた資料とともに質問された事項への回答も掲載しておく。

エ　現地情報収集整理担当（当該行政センター職員１名）

迅速な救命救助活動を開始するため、災害現場の状況把握と現場までのルート確認は最も重要な情報である。災害現場周辺の居住者や地元消防団などから情報収集し救命救助実働機関が現地災対到着前に地図に表記しておく。複数箇所の災害発生も視野に災害対策本部からの災害通報情報を基に現地関係者へ情報収集し事実確認を整理するとともに、災害対策本部に報告する。

オ　行方不明者の特定・捜索範囲の絞り込み担当（当該行政センター職員２名）

救命救助対象者（以下、「対象者」という）の特定は極めて重要な情報である。住民基本台帳等を用い、災害現場に居住されている方の特定と安否を早急に調査する。加えて、周辺の居住者の確認も行う。対象者の避難所への避難の有無確認や、対象者近隣居住者への対象者の直近の動きなどの情報収集を行い、できる限り確かな情報を収集し、資料にまとめ関係者のみに情報共有する。救命救助活動中は対象者の家族へ、的確に情報提供を行うとともに十分なケアを行う。

カ　救命救助実働機関との調整担当（本庁派遣要員１名）

救命救助実働機関の到着時間や体制について逐次情報収集する。持ち込む機材や運搬に用いる車両（車幅や車長）などの情報も収集し、現地情報収集整理担当とルートの確認を事前に行っておく。必要に応じてヘリコプターによる支援も視野に活用の可否について打診をしておく。

キ　現地災対運営担当（本庁派遣要員１名）

災害対策本部との密な情報共有に留意する。現場でしか知り得ない情報を共有するとともに、公表の可否についての情報も併せて伝える。情報共有の方法は、タブレットによる相互情報共有環境を確立するとともに重要な事項は書面でも共

有しておく。救命救助活動は時間との戦いであることに留意し的確な進行を行う。

ク　ロジ・行動記録担当（本庁派遣要員１名）

現地災対運営に必要な物品等について災害対策本部と調整するとともに、救命救助活動に係る行動を記録する。特に、現地災対が救命救助活動に係る判断を下した事項や、その理由を明確に記載しておく。当該行動記録は機密文書扱いとして部外者への公表は控える。

ケ　現地気象状況解説担当（気象防災アドバイザー）

当該災害を誘因した事象（雨量や河川水位など）を簡潔に説明するとともに、今後の気象現象の予測、特に、二次災害防止の観点から当該災害を誘因した事象の今後の予想と、更なる災害リスクの可能性について詳細に説明する。

コ　現地での現象監視担当（当該行政センター職員又は本庁派遣要員１名）

救命救助活動最中の二次災害防止のため、当該現象の再発を監視する体制を確立する。現象の再発を認めた場合又は兆候があった場合は、躊躇なく救命救助実働機関に緊急連絡を入れ現場から退避させる。現象監視担当は、二次災害が生じない場所で現場及びその上部を見渡せる場所で現象監視を行う。一箇所から全体を見渡せない場合には、複数人により複数箇所で現象監視をせざるを得ない。その場合、現地災対要員の現地情報収集整理担当や現地災対運営担当などの要員を活用し人員を確保する。

（３）多点に現地災対が設置された場合

現地災対本部長は、副市長又は市長戦略部長、総務部長等をあてる。現地気象状況解説担当（気象防災アドバイザー）は、最大規模の救命救助活動となる現地災対に配置し、他の現地災対への解説はタブレット等を用いたリモートにより必要に応じて行う。

２　二次災害防止措置

（１）救命救助活動の開始・中止・再開基準

救命救助活動中の救助機関職員の二次災害があってはならない。当該災害を誘因した事象（雨量や河川水位など）の予測を基本に救命救助活動の開始・中止・再開を判断する。その判断は、現地と現地災対で十分に情報共有し共通認識の下で、現地災対本部長が判断するものとする。

なお、渋川広域消防本部又は渋川警察署に救助依頼が寄せられ、独自の判断で先駆けて救命救助活動に入る場合も考えられる。各機関の判断で救命救助活動を開始することを妨げるものではない。現地災対は二次災害を防ぐために最大限の支援を行うとともに、その後の救命救助活動に入る機関と綿密な調整を行い迅速な

救助環境を整える。

（２）土砂災害への救命救助活動

土砂崩れや土石流（以下「土砂災害現象」という。）は数回繰り返す可能性が高く、高速で流れ、避難する時間的猶予がほとんどない特徴を踏まえ、救命救助活動の開始は、原則として降雨が止み、又は弱まり土砂災害現象の再発が見られないことが確認できた場合とする。

また、救命救助活動中に降雨が認められた場合や、土砂災害現象が再発した場合は救命救助活動を中止し、再開は、救命救助活動開始の基準と同等とする。

なお、救命救助活動は時間との戦いであり、救命救助活動開始の基準に達したら直ちに救助活動に着手できるよう現地の安全なところで準備・待機する。

（３）洪水への救命救助活動

想定されるのは、利根川の氾濫に伴う広域の浸水区域に取り残された居住者の救助である。救助方法は、救命救助実働機関との調整によるが、原則として流速のある氾濫流が認められる浸水区域の居住者救助の手段はヘリコプターにより、流速の弱い浸水区域の居住者の救助はゴムボート等を用いる。利根川が氾濫する事態では、上流のダムから緊急放流されることも想定されるので、利根川ダム統合管理事務所と連絡を密にし、緊急放流の可能性を探り、緊急放流で浸水深が高くなり、取り残された居住者の人命に関わるところから救助するなど、関係機関の緊密な連携で救助を実施する。

３　現地災対の廃止

現地災対は、救命救助活動を終了し付随する業務を災害対策本部で集約できると判断されたときに廃止する。

災害発生時における報道対応マニュアル

１　目　　的

報道機関の情報発信力は極めて大きく、災害発生時に被災者等への被害状況や災害応急対策の進捗状況等を伝える上で、報道機関の協力を得ることは極めて重要になります。一方で、災害発生時の情報が錯綜する状況下において、防災担当者が報道機関の対応をすることにより、本来の防災対応業務に支障が生じる可能性があることから、本市における災害発生時の報道対応に関する方針や体制等を整えるために、マニュアルを作成するものです。

２　対応方針

市民に被災状況及び対応状況を的確に伝えるとともに、被災地外からの支援を効果的に受けられるよう、市は報道機関を通じで積極的に情報を発信することとします。

なお、報道発表は次の場合に行うこととします。

①市民へ情報を発信する場合

②マスコミから取材申し込みがあった場合

③被災地外からの支援を要請する必要がある場合

３　対応体制

（１）体制開始時期

このマニュアルに定める報道対応体制は、災害警戒本部設置（警戒レベル３自主避難発令）時点から開始します。

（２）報道対応体制

ア　総責任者…副市長

イ　発表情報管理者…危機管理監

ウ　報道対応責任者…市長戦略部長

エ　報道対応者…秘書室職員

（３）報道機関待機場所

報道機関の待機場所は、本庁舎２階記者室又は秘書室会議室とします。

なお、混乱を避けるため、庁舎内に立ち入り禁止区域を設ける場合があります。

４　対応内容

（１）資料提供

ア　対応時期

①比較的簡易な事項を定期的に発表する必要があるとき

②報道機関からの問い合わせに回答するとき

イ　提供内容

①提供する資料の内容は、本部で検討を行い、総責任者または発表情報管理者の許可を得て提供します。

②資料は、報道対応者または本部が作成します。

③被災現場での取材を制限する場合には、被災現場の画像を提供します。

ウ　対応場所

①報道機関の対応場所（本庁舎２階秘書室会議室）

②ＦＡＸ・Ｅメール送信

エ　対応者

報道対応責任者、報道対応者

オ　その他

①対応場所にはホワイトボードを設置し、紙資料を張り付ける方式で行います。

②古い資料の上に新しい資料を重ねて張り出すことで、新たな記者等も経緯が把握できるようにします。

③記載した時間や記載内容に、「○日○時現在」と「問い合わせ先」を必ず記述します。

④渋川市の地図を張り出し、被災場所が分かるようにします。

（２）記者会見

ア　対応時期

①重要事項を市民や社会に知らせる必要があるとき

②災害が長期間に及ぶ場合には、対応状況や予定を定期に伝えるため、１日１～２回開催する

※記者会見の開催案内は報道対応者が行います。

イ　提供内容

①提供する資料の内容は、本部で検討を行い、総責任者の許可を得て発表します。

②資料は、報道対応者または本部が作成します。

ウ　対応場所

記者会見室または庁議室

エ　対応者

総責任者、発表情報管理者、報道対応責任者、報道対応者

（３）問い合わせ・訪問取材対応等

報道機関からの電話や訪問による問合せ及び取材申し込みについては、報道対応者が受け付けをします。報道対応者は、訪問や問い合わせを受けた報道機関を全て記録しておくこととします。

原則として、回答は資料提供又は記者会見で行います。ただし、既に資料提供等を行った内容の問合せには、口頭で回答します。

避難所開設･運営マニュアル

（開設編･運営編･資料に分けて記載）

はじめに

　過去の大きな災害では、数十万人の方々が半年を超え、年単位の避難生活を強いられています。災害応急対策の主軸である市の職員も被災者となり、避難された被災者への迅速かつ十分な対応ができないのが現状です。特に、避難所における「生活の質」には課題が多く、水、食料、トイレ等は不十分で、暖房は限定的であり、狭い空間での生活によって、多くの被災者が体調を崩すおそれと隣り合わせの生活であったとの報告もあります。
　このことから、渋川市においては令和３年度の地域防災計画改定を踏まえ、自治会や自主防災リーダーをはじめ庁内の福祉関係課・公民館を所掌する教育部を中心に地域防災計画改定検討委員会の下に「避難・避難所部会」を設置し、大規模災害発生時の迅速な避難所の開設や長期化する避難所生活の「質の向上」に向け、行政と地域の枠組みを超えた連携により、よりよい避難所の開設・運営のあり方について検討をいたしました。加えて、高齢者、障害者、妊婦や乳幼児連れの女性、子供などの災害時に配慮を要する被災者（以下、要配慮者という）への配慮を目指したマニュアルに改定しました。
　地域防災計画や災害対応体制の見直しを適宜行い、訓練や研修等の実施、発災時の対応の効率化・円滑化等、避難所の運営・管理体制の充実・強化に取り組んでいきます。

開　設　編

避難所の開設にあたり

　避難所の開設・運営は市町村が行うことが基本です。しかし、大規模災害時には市職員が被災することも考えられ、加えて人命最優先で対応しなければならない事態が数多く発生し、避難所運営まで市職員による手が回らないことが容易に想像されます。大規模災害時にも柔軟に対応できるよう、市職員や施設管理者が不在であっても、避難者を含めた地域の方々が主体となって避難所の開設・運営ができるような体制を整えておく必要があるとの意見が出されました。今後、施設管理者等と調整を行い、迅速な避難所開設の体制づくりについて必要に応じた手続きを進めていくこととします。
　なお、災害時に配慮を要する被災者は優先的に公民館への避難を進めるとともに、市が指定避難所を開設する場合は、迅速に施設を解錠できるよう自治会役員等に予備の鍵を渡しておくなど、施設管理者と手続きを検討してまいります。

　今後、定期的に避難所開設・運営訓練を地域の皆様と実施しながら、より実効性を確保するために適宜本マニュアルを見直します。

① 避難所の開錠

開いていない小中学校等が避難所になった場合、教育総務課又は、危機管理室に保管されているスペアキーを用いて開錠してください。
それ以外の施設は施設管理者に解錠を依頼してください。

今後、迅速に避難所を開錠する体制を確保するため、施設管理者と調整を行い、地元自治会の責任者等に予備の鍵を渡しておくなど、迅速な施設の開錠について必要な手続きを行います。

②「避難所運営ボックス」を用意

「避難所運営ボックス」は、危機管理室に保管してあります。

【ボックス内容】
避難者名簿一覧表（自治会別）・避難者名簿（世帯別）・バインダー・油性マジック（太・細）・ガムテープ・セロハンテープ・ボールペン・シャープペン・消しゴム・「避難所」のぼり・蛍光ベスト緑（渋川市）・懐中電灯・テレラジオ・非接触型体温計・消毒液・マスクなど

今後、さらに必要な物品については、避難所開設訓練等で吟味し備えていくこととします。

③ 外観からの建物安全点検を行う

避難所は耐震補強されていますが、念のため、必ず外観等周囲について簡易安全点検を実施してください。「資料１」の施設簡易安全点検チェックシートに照らし、質問１～６項目にＢ、Ｃが該当した場合は避難所の開設は行いません。災害対策本部に連絡していただき、指示に従ってください。

④ 避難所に入る

地震の場合は、安全確保のため、必ず靴を履いたまま入ってください。
また、余震に備えて、出入口の扉は開放しておいてください。
風水害の場合は、通常の施設利用と同様に上履き等を用います。
※避難時に上履きは持参して下さい。

⑤ 避難所開設時の体制

迅速な避難所開設を行うため、開設時には少なくとも６～８人の要員が必要ですが、市職員が対応できない場合もありますので、自治会役員や自主防災リーダー等の協力を得て開設を行います。

今後は、近くのグラウンドなどを駐車場に利用できるかなど、事前に施設管理者等と調整の手続きを行います。また、人数に余裕があり可能であれば、駐車場に車で来た避難者を誘導する係を設置してください。

⑥ 避難所内のレイアウト

◆避難所内のレイアウト作成時の注意事項

（１）原則、家族単位としつつ、プライバシーが確保できる更衣室や洗濯干場などのスペースを設置してください。

（２）通常の避難者一人のスペースは３㎡です。咳やくしゃみによる飛沫の影響が周囲に及ばないよう、避難者同士の間隔を２ｍ程度確保し、通路も２ｍ程度確保してください。

（３）場所の割り当ては、先着した避難者が優先されるわけではないことを受付で説明し理解を得ておいてください。

（４）スペース割り当ては、できるだけ同じ地域の居住班同士でまとめ、要配慮者は壁際やトイレに近い場所を確保してください。

（５）電源コンセント付近は共有スペースにして平等性を確保してください。

（６）避難の長期化を考慮し、子供の遊べるスペースや勉強ができるスペースも確保するよう検討してください。

（７）女性と男性のプライベートの確保（トイレ、更衣室等をへだてる等）

※体育館などの避難所で、発熱者と通常避難者が同一フロアで過ごす場合には、プライバシーテント（間仕切り）約５㎡を使用し、各動線も考慮した避難所レイアウトにしてください。

なお、各施設により大きさ等が異なりますので、今後は施設ごとに避難所レイアウトを作成し、迅速な避難所開設に備えます。

◆受付場所は入口付近（玄関）に設置

集団生活による感染症の防止も考慮し、避難者の受付は避難所入口に設置し健康状態等の確認ができる避難所レイアウトとしてください。

あらかじめ、各家庭に避難カードを配布し事前に避難者に関する事項を記入しておくことで、スムーズな受け入れを可能とするよう体制を整えます。

原則、受付の環境は以下のとおりとします。

（１）事前受付用（手指消毒、検温）の机を配置（１台）する。

（２）本受付用として、「通常者」と「発熱者」に分けて机を配置（各１台以上）し、受付を行なう。

◆受付用品の設置と配置

（１）「避難所開設ボックス」から、「避難所」のぼり旗を取り出し、組み立て、入口付近（屋外）に設置してください。

（２）玄関の扉の外側に「避難者の皆様へ」という注意事項の張り紙を張ってください。（「資料１８」参照）

※集団生活による感染症防止への対応

（３）人的被害が発生した場合は、被害者を特定するために「避難者名簿一覧表（自治会別）」での避難状況の確認が必要です。事前に用意した避難者名簿一覧表をバインダーに挟み、避難世帯毎に代表者に記入してもらえるよう準備してください。（「資料２」参照）

ペットは避難所内には入れません。車の中もしくは屋外に専用のペット専用避難所を設置してください。

運　営　編

避難所の運営にあたり

　避難の長期化を見据え「質の向上」を意識し、要配慮者に配慮した運営を行って下さい。避難所は、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える基礎となります。加えて、車中泊の避難者や自宅避難している避難者に支援物資等の平等配分に配慮した運営が必要です。また、限られたスペースで避難している車中泊の避難者にエコノミー症候群により命が失われる危険もあることから定期的な運動や十分な水分摂取の助言も必要です。

① 避難所運営本部体制

避難所開設後、速やかに避難所運営本部を開催し、避難所での集団生活のルール作りをしてください。

避難所運営本部員は、以下の６名体制とします。

①施設管理者
②避難者の基盤である自治会長または自治会役員
③要配慮者視線の意見が反映できる女性１名
④防災の知識のある自主防災リーダー等１名
⑤市との窓口としての市の職員１名
⑥女性視点を反映するための女性１名

避難所運営本部責任者は、地元地域の自治会から選出することとし、事前に自治会内で規定しておいてください。

避難所運営本部は、被災者のニーズや活用可能な人的物的資源などの情報を把握し、市の関係部署と調整等を行うことが重要です。特に、要配慮者は、困り事があっても言い出しにくい、コミュニケーションに困難があって伝えられないということも想定され特段の配慮を心がけてください。

② 避難所での集団生活のルール作りで留意しておくこと

多くの方々は、集団生活の経験のない避難所生活をおくることになりますので、最低限度の管理・統制等は必要です。「いつ」「誰が」「どこで」「なにを」「なぜ」「どのように」実施していくかを明確にしたルール作りが必要です。また、年齢や性別に関係なく、避難者全員が、自分にできる役割を担うような運営体制にしてください。特に、限られた人に多くの負担がかからないように、交代制などを導入した運営体制としてください。

避難者は運動不足になりますので、定期的にラジオ体操など行ってください。また、トイレ等が不潔にならないよう定期的に掃除するなどルール化してください。

避難所は過密状態になり、プライバシーが守られなくなる環境になることも十分に考えられます。男性と女性トイレや更衣室等を可能な限りへだてる等、考慮して下さい。また防災の観点で、防犯の観点で定期的な見回りの実施を計画して下さい。

③ 避難所運営本部員の役割

◆避難所運営の総指揮者：避難所運営本部責任者

避難者のプライバシーの尊重、防犯等に必要な環境構築及び支援物資の割り振り等について避難者に指示してください。また、各種マスコミの適正な取材が実施されるよう管理責任者（市職員）に指示してください。

◆避難者の管理責任者：市役所職員

避難者の管理責任者として受付業務及び各種名簿等の作成・管理を行います。

◆受付・誘導補助員：渋川市自主防災リーダー会会員

受付時に人手が不足する場合や避難所内での誘導について、市職員に協力して補助してください。また、自主防災リーダー以外でも、ボランティアとして動いてくれる避難者には支援の要請を行います。率先しての支援をお願いします。

◆災害時に配慮を要する被災者への目配り：女性　２名

要配慮者が避難所生活を健全に過ごせるよう、適切に要望を把握し、避難所運営本部を通じて関係機関と連携した対応をしてください。

④ 避難者の受付・問診・検温を開始

◆受付業務の流れ

（１）避難所の受け入れ時に感染症防止のための検温・健康状態の問診票の提出を受付時に行います。このため受付する市職員や誘導を担当する人出が不足しますので、先着している避難者も可能な限り協力して迅速に受付等を行ってください。（「資料１５」参照）

なお、女性避難者には、可能な限り女性が対応してください。

（２）避難所に関係するすべての方は、マスクの着用、手指の消毒を行なってください。

（３）通常者と発熱者に分けて受付を行います。いずれの受付でも「避難者名簿一覧表（自治会別）」に必要事項を記入後に、避難スペースに誘導してください。

なお、受付時に避難世帯の中で、行方不明者、ケガ人、病人がいる場合には、一覧表の備考欄に内容を記入。また、家族分散避難の場合は、家族の避難先の場所を一覧表の備考欄に明記。個人の避難者は、緊急連絡先を一覧表の備考欄に記載し、連絡の取れる体制を確保してください。（「資料２」参照）

（４）アレルギー（食物・ペット･消毒など）のある方には、事前に申告してください。

（５）通常者と発熱者の避難スペースを分けています。それぞれのスペースに案内してください。

（６）発熱者等の隔離を行った後、人数や状況について、災害対策本部へ報告を行って下さい。
（７）受付後に、「避難者名簿（世帯別）」の提出を依頼してください。（「資料３」参照）
※今後、避難者名簿に平時のうちから記載しておき、災害時にそれを提出するだけで受付を済ませられるような仕組みを作る予定です。
（８）受付担当者は、「避難者名簿（世帯別）」を基に、「避難所収容状況表」を作成し、避難所の入所者数、世帯数などを把握します。（「資料１３」参照）
（９）車中避難者・自宅等避難者の方は、避難所に立ち寄った際に、受付を行ってください。その際に、避難先を「避難者名簿一覧表（自治会別）」の備考欄に記載するとともに「避難者名簿（世帯別）」の提出もしてください。
（10）避難所に避難した後に、自宅や他の施設等に移動される方については、必ず受付に申告してください。
（11）市外等からの避難者及び帰宅困難者に対しても、市内避難者と同様に対応してください。

⑤ 発熱者等の医療対応が必要な方への対応

（１）災害対策本部へ状態を連絡すると共に、通常避難者との接触を避け、個室もしくはプライバシーテント（間仕切り）に隔離し、感染防止に配慮してください。
（２）発熱者等の対応をした場合は、滞在していた場所や共有場所など手を触れたと思われる箇所の、清拭による消毒を必ず行なってください。（「資料１６」参照）
（３）避難所内で発熱、咳等の症状が現れた場合は、災害対策本部に連絡すると共に個室や専用スペースを確保して隔離してください。
（４）避難所での避難中に体調悪化し医療機関への救急搬送が必要となった場合、救急隊の事前感染症防止対策が必要となるため、通常の１１９番通報ではなく、直接、渋川広域消防本部へ連絡してください。（連絡先：渋川広域消防本部　２５－０１１９）
（５）車中泊の避難者は、エコノミー症候群等の発症を考慮し、健康状態の確認のため、市職員が約３時間毎に定期見回りをしてください。

⑥ 避難者の避難スペースの確保

当該避難所で避難者が多く受け入れられない状況が見込まれる場合は、危機管理室に連絡してください。避難所スペースの拡大等を施設管理者と調整します。また、避難所スペースの拡大等ができない場合は、他の避難所への避難者の移動等で対応します。

⑦ 避難所生活が困難な避難者への対応

要配慮者の避難は、避難スペース等を考慮しつつも、原則は健常者と同じ避難所での生活になりますが、避難所での生活が困難と考えられる方は、避難所運営本部員に連絡してください。避難所運営本部員が災害対策本部を通じて福祉部及び保健師に連絡し、必要に応じて福祉避難所等への移動の手続きを行います。発熱、咳等の症状がある場合には、福祉避難所への避難は出来ませんので、状況に応じて医療機関等への搬送となります。

なお、災害救助法が適用になるような甚大な災害の場合には、伊香保温泉旅館協同組合と締結した「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」に基づき、要配慮者の方の受入れを検討します。

⑧ 施設内の換気と清拭消毒

避難所内は、定期的に十分な換気を行ない、トイレ、共有スペース（ドアノブ、水道の蛇口、イス、机、床等）の清拭消毒も定期的に行なってください。（「資料１６」参照）

⑨ 特設公衆電話機の設置

ＮＴＴの許可を得てからの設置となります。手続きに時間を要しますので開設当初からの設置ではありません。

設置は、避難所内に設置してある「特設公衆電話」用のモジュラージャック（２回線）を使用して公衆電話を設置します。（１回線は国際電話にも対応しています）

以下の点に留意してください。

・電話の設置は必要に応じての対応となります。
・電話機については、危機管理室で配布します。
・発信専用です。外部から特設公衆電話へ掛ける事はできません。

⑩ 避難所の備蓄と配布

避難所は備蓄品を事前に備えていません。市職員等が避難者人数に応じて必要分を配布します。食料・飲料水・毛布等の必要数を市災害対策本部へ連絡してください。簡易ベッド･簡易トイレについては各避難所への数量限定となっています。発災後、速やかに仮設トイレの設置を行うよう関係機関と調整します。

女性用物品の配布は、基本女性の運営本部員が行うことを基本とし、人目につかないところで配るなど、十分な配慮をお願いします。

また、必要があれば避難所ごとに発電機を準備し、電力の確保を行います。（発電機は渋川市役所本庁舎の防災倉庫に保管しています）

資料

（避難所開設・運営マニュアル）

コンクリート造等建築物

（手順）

１．市避難所担当職員や施設管理者がいない場合で、早急に施設内への避難が必要な場合、避難者２人以上で、このチェックシートにより、目視による点検を行います。

２．質問１から順番に点検を行い、質問１～６（外部の状況）までで、ＢまたはＣと判断された場合は、建物に入ることをせず、質問７以降の内部の状況については、点検する必要はありません。

３．危険と認められる場所については、貼り紙をするなどして立入禁止とします。

避難所名　　：

点検実施日時：　　月　　日　　時　　分

点検実施者名：

次の質問の該当するところに○を付けて下さい。

質　問	該当事項
1　隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性はありますか。	A　いいえ B　傾いている感じがする C　倒れ込みそうである
2　建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じましたか。	A　いいえ B　生じた C　ひどく生じた
3　建物が沈下しましたか。あるいは、建物周囲の地面が沈下しましたか。	A　いいえ B　生じた C　ひどく生じた
4　建物が傾斜しましたか。	A　いいえ B　傾斜しているような感じがする C　明らかに傾斜した
5　外部の柱や壁にひび割れがありますか。	A　ない、または髪の毛程度のひび割れがある B　比較的大きなひび割れが入っている C　大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
6　外壁タイル・モルタルなどが落下しましたか。	A　いいえ B　落下しかけている、落下している（Ｃの回答はありません）

7　床が壊れましたか。	A　いいえ B　少し傾いている、下がっている C　大きく傾斜している、下がっている
8　内部のコンクリート柱、壁にひび割れがありますか。	A　ない、または髪の毛程度のひび割れがある B　比較的大きなひび割れが入っている C　大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
9　建具やドアが壊れましたか。	A　いいえ B　建具・ドアが動かない C　建具・ドアが壊れている
１０　天井、照明器具が落下しましたか。	A　いいえ B　落下しかけている C　落下した
１１　その他、目に付いた被害を記入してください。 （例：塀が傾いた、水・ガスが漏れている、家具が倒れたなど）	

【判断基準】

１．質問１～１０を集計します。

A	B	C

２．必要な対応をとります。

◎　Ｃの答えが１つでもある場合は、『危険』です。施設内には立ち入らず、市へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討します。

◎　Ｂの答えが１つでもある場合は、『要注意』です。施設内には立ち入らず、市へ連絡し、専門家による応急的な補強を行う等、必要な措置を講じます。

◎　Ａのみの場合は、危険箇所に注意して、施設を使用します。

資料２　避難者名簿一覧表（自治会別）

避難所名：

自治会名：

NO.	名　　前	住　　所	携帯電話	避難者数	備　考

資料３　避難者名簿（世帯別）

この避難者名簿は、安否確認の問い合わせに対応するため、また避難所における食料・物資等の必要数を把握するために記入して頂くものです。

◎入所状況

入所年月日	年　月　日（　）			居住グループ グループ	
ふりがな 世帯主の氏名				年齢	
				性別	
資格・特技		要配慮者番号※１・配慮事項			
住　所					
電話番号		携帯電話番号			
緊急連絡先 必ず記入してください。	氏　名				
	住　所				
	電話番号				

家族構成	氏　名	年齢	性別	続柄	資格・特技	要配慮者番号※１・配慮事項	

避難者名簿の掲示・公開　※２	同意する　・　同意しない
その他、特に申告する必要があること	
	計　　人

※１　要配慮者番号

１：妊産婦　　２：障害者　　３：要介護者　　４：医療機器利用者

５：アレルギー（　　）　６：外国人（国籍　　）

７：その他（　　）

※２　避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者の方からの個別安否確認の問い合わせには応じる場合があります。

◎退所状況

退所年月日	年　月　日（　）	
退所後連絡先	住　所	
	電話番号	
	備　考	

避　難　所　収　容　状　況　表

避難所名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作成者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿作成日：　　年　　月　　日（　　）

<table>
<tr><td rowspan="2">報告日時</td><td colspan="2">年　　月　　日
午前
午後　　時　　分</td><td rowspan="2">避難所
連絡先</td><td>電　話</td><td></td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">避難者数</td><td>入所数（A）
※作成日の人数を記載</td><td>退所数（B）
※作成日の人数を記載</td><td>現在数（A－B）
※作成日の人数を記載</td></tr>
<tr><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">避難者
世帯数</td><td>入所世帯数（A）
※作成日の人数を記載</td><td>退所世帯数（B）
※作成日の人数を記載</td><td>現在世帯数（A－B）
※作成日の人数を記載</td></tr>
<tr><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">地域状況</td><td>施設点検
チェック</td><td>実　施　・　未実施</td></tr>
<tr><td>ライフライン</td><td>停　電　・　断　水　・　ガス遮断　・　電話不通</td></tr>
<tr><td>土砂崩れ</td><td>あ　り　・　な　し　・　未確認　・　警戒中</td></tr>
<tr><td>道路状況</td><td>通行可（　全面　・　片側　）　・　通行不可</td></tr>
<tr><td>連絡事項</td><td>※対処すべき事項又は予見される事項（水及び食料の過不足、物資の過不足、風邪などの発生状況、避難所の生活環境、避難者の状況等）
……
……
……
……
……</td></tr>
<tr><td>備考</td><td></td></tr>
</table>

健康状態問診票（避難所用）

令和　　年　　月　　日（　）

◎当日の体調を記入し、受付に渡してください。

ふりがな 氏　名	
生年月日	年　　月　　日（　　歳）
携帯電話	

体温　　℃

◆ 体調について

・発熱はありますか	はい ・ いいえ
・息苦しさがありますか	はい ・ いいえ
・味やにおいを感じられない状態ですか	はい ・ いいえ
・咳やたんがありますか	はい ・ いいえ
・全身倦怠感がありますか	はい ・ いいえ
・嘔吐や吐き気がありますか	はい ・ いいえ
・下痢が続いていますか	はい ・ いいえ

◆　治療中の病気がありますか

①	なし	
②	あり	・糖尿病　・心臓病　・呼吸器疾患　・腎臓病　・免疫抑制治療 ・その他（　　）

備　考

避難所における共有場所の消毒について

自主避難所等、施設を避難所として使用する際には、開放（開設）中は、定期的に消毒を実施するほか、空気の入れ替えなどの換気を十分に行い、施設内での感染拡大の防止に努めてください。

トイレの除菌すべき箇所

（１）水タンク（流水）のレバー

（２）便座・便座のふた

（３）手すり・取っ手

（４）ペーパーホルダー

（５）各種スイッチ類

共有スペースの除菌すべき箇所

（１）ドアのノブ・取っ手

（２）各種スイッチ類

（３）テーブル・イス

（４）床・壁

（５）エレベーターの呼び出し等のボタン

（６）水道の蛇口や洗面台

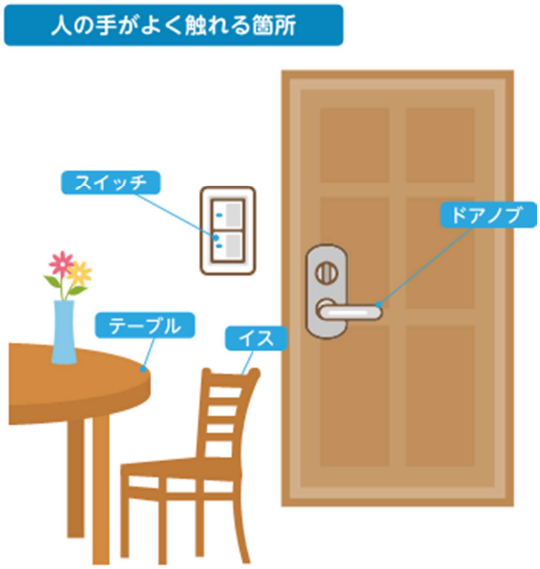

消毒後の注意事項

（１）消毒が完了したら、手をよく洗ってください。

（２）手荒れがあるとウイルスが残りやすいと言われていますので、ハンドクリーム等で手荒れを防ぐことも重要です。

※消毒に必要な消毒液につきましては、危機管理室で用意（令和２年度のみ）していますので、不足等が生じた場合にはご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

R2．6．10
第2版

専用階段、専用トイレの確保をする。（専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な人との兼用は不可。）

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

軽症者等（一時的）

・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝えておくことが重要です。

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、
－敷地内の別の建物とする。
－同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

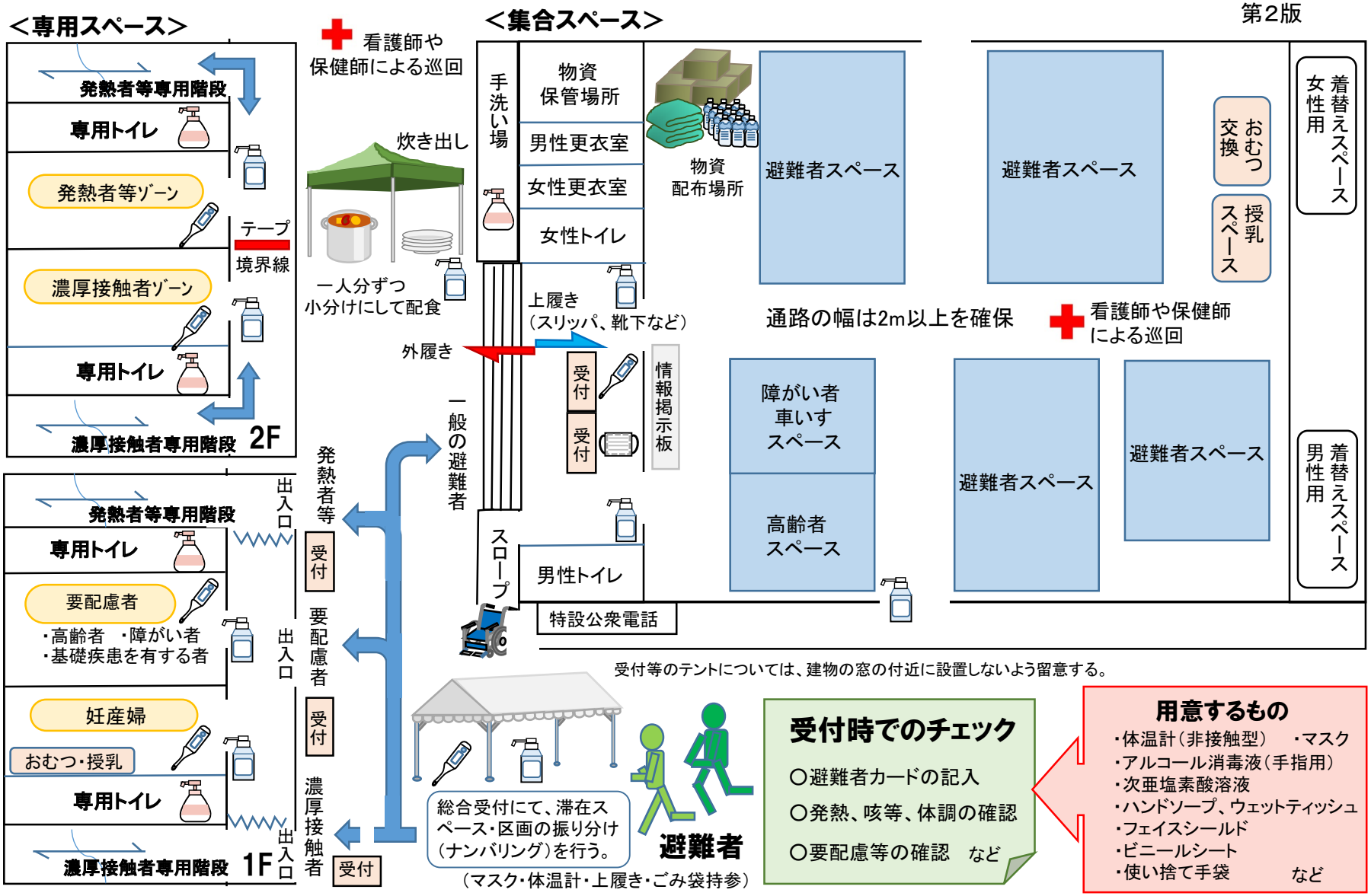

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

避難者の皆様へ

下記に該当する方は、入口の係員等に申し出てください。

◎２週間以内に以下のいずれかに該当する場合

(1) 新型コロナウイルス感染症患者、または、その疑いがある患者との接触がある。

(2) 海外への渡航歴がある。

(3) 海外への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状がある人との接触がある。

上記の方で体調に心配のある方は、「群馬県新型コロナウイルス感染症コールセンター」に相談してください。

【電話】０５７０－０８２－８２０

※平日・休日問わず午前９時～午後９時

緊急被害現地調査マニュアル

はじめに

発災時の適切な応急対策の実施には、迅速な被害状況の把握が必須である。

令和元年台風１９号の被害調査では、各所属が個別に調査を実施したことから同じ地区を何度も被害調査が行われ、違和感があったとの意見が令和３年度地域防災計画改定検討委員会復旧部会で出された。加えて、全国の被災自治体の振り返りでも被害調査の把握が迅速に出来ず、復旧に時間を要したとの課題が挙げられている。

そこで、広範囲に及ぶ大規模災害時には参集職員も少ない状況も踏まえ、全庁的に各地区単位に「緊急被害現地調査チーム」を派遣し、一元的に被害状況を調査することで被害の全体像を迅速に把握し、優先順位を付け、適切な災害応急対策の実施体制を確立することが望ましいとの意見がまとまめられた。

これにより、各所属の所掌による視点の異なる職員が、同じ地区に派遣する非効率な作業は無くなるものと考える。

今後、定期的な訓練を実施し、必要に応じた専門的視点・知識を取り込んだ「緊急被害現地調査チーム」を充実させていくことを計画する。

１　目　的

発災時の被害状況を迅速に把握することで、災害対策本部の適切な災害応急対策の実施に資することを目的とする。

全庁対応での調査を実施することで、効率よく調査班から情報集め、迅速な復旧体制の立ち上がりを図るものである。

２　設置基準等

（１）設置基準

災害種別	設置判断基準
地震	震度５強を市内で観測した場合
風水害	令和元年台風１９号相当の被害が発生するおそれがある場合

※人命を最優先に、本調査チームを優先順位の高いものとして設置する。

（２）調査開始の時期

災害種別	判断基準
地震	地震発生後
風水害	当該現象のピークを過ぎ、二次災害の危険性が低いと判断したとき

３　対応体制

緊急被害現地調査チーム（２０人）

（１）チーム体制

リーダー	災害対策本部で指名する。
調査体制	１班３名体制×６地区（被害の状況により増減する。） （２名は調査担当、１名は運転手兼安全確認）
使用車両	４ＷＤ車 両サイドに「渋川市緊急被害現地調査チーム」表示 （マグネットシート）
貸与品 装備品	ビブス、ヘルメット、軍手、長靴、カッパ 無線機、ｉＰａｄ、誘導棒、コーン、バリケードテープ、工具（のこぎり、剣スコップ、角スコップ）、筆記用具
手順	①車両により地図上の調査箇所を巡回 ②順次現地の被害状況（写真等の画像）を災害対策本部へ報告 ・ｉｐａｄで撮影、送信＋報告シートの記入 ・地図上の調査箇所（調査のポイント参照） ・＋αの情報（道中で発見したもの等） ③半倒壊した建物を発見したら、声かけを行う（要救助者確認のため）

（２）調査対象地区の優先地点の決め方

災害種別	判断基準
地震	推計震度分布図で揺れの強いところから実施
風水害	・土壌雨量指数の高いところから実施 ・浸水域

（３）調査項目

調査箇所	調査のポイント
建物	・目視により被害状況を調査 （家屋等倒壊の場合は要救助者の有無）
地形	・目視によりひび割れやがけ崩れ等を調査
道路 橋梁	・通行の可否（車と人は通行可能か。片側通行かどうか。） ・通行に支障のある状況（落石、倒木、看板等の落下等） ・がけ崩れ等 ・道路上の異常 穴及び陥没、漏水（水道水流出）、冠水、積雪状況など マンホールの陥没や隆起、汚水流出等 ・側溝のつまりの状況 ・信号機消灯等による停電範囲 ・街路樹の落枝、倒木等の被害状況 ・水路及び河川の氾濫 ・被災者発見（立ち往生している車など）
主要な 林道・農道	・通行の可否（車と人は通行可能か。片側通行かどうか。） ・倒木、落石、土砂崩れ、異常な路面排水 ・法面及び護岸のひび割れや護岸洗掘 ・路面陥没、路面崩落、道路冠水、倒木、看板等の倒壊など ・水路及び河川の氾濫 ・被災者発見（立ち往生している車など）
ため池	・決壊、堤体のひび、漏水など
河川	・河川の氾濫・護岸被害・橋梁被害・堰き止め等の状況など
用水路	・土砂堆積、溢水、道路冠水、法面崩壊など

（４）事前の準備

・４ＷＤ車の選定（給油）※使用車両は日頃から残燃料を１/２以下にしない

・装備品の積込み

・書類（マニュアル、地図、報告シート（チェックリスト））

（５）安全の確保

・危険と思われる場所へは立ち入らない。（通行止め等の措置）

・安全な場所への退避

（６）訓練

目　的	方　法
知識習得・二次災害防止	勉強会の実施　（担当課の新人研修に参加等）
報告作業への慣れ	実働による訓練 ・災害対策本部設置訓練と併せて実施

被害情報確認票

情報確認 ： 緊急被害現地調査チーム

月日	時間	確認者	報告者
／	：		

被害場所

地　番　　渋川市

施設名

目標物

道路　橋梁　河川　水路等　山林　鉄道　田　畑
住家　非住家　公共建物　文教施設　病院　その他

倒木　崖くずれ　土砂流出　法面崩壊　冠水　流出　埋没　出水
道路決壊　譲岸崩壊　火災　全壊　一部破損　床上浸水　床下浸水　停電
電線切断　その他　（　　）

被害状況・規模

負傷者の状況

負 傷 者　　有　　無
負傷程度
対処状況

処置事項

連絡者	連絡先	内容

処置事項の確認の有無　　有　（確認日：　／　）
無

※情報を確認したら随時、危機管理室に報告してください。